

果樹共済損害評価要綱

制定：平成 30 年 9 月 11 日付け 30 経営第 1305 号農林水産省経営局長通知

改正：平成 31 年 4 月 2 日付け 30 経営第 3196 号農林水産省経営局長通知

改正：令和元年 5 月 24 日付け元経営第 194 号農林水産省経営局長通知

改正：令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第 3122 号農林水産省経営局長通知

改正：令和 2 年 7 月 30 日付け 2 経営第 1195 号農林水産省経営局長通知

改正：令和 2 年 12 月 25 日付け 2 経営第 2427 号農林水産省経営局長通知

改正：令和 4 年 5 月 30 日付け 4 経営第 512 号農林水産省経営局長通知

改正：令和 7 年 5 月 9 日付け 7 経営第 395 号農林水産省経営局長通知

【 略語とその定義一覧 】

略 語	定 義
法	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）
施行令	農業保険法施行令（平成 29 年政令第 263 号）
規則	農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）
基準収穫量設定準則	果樹共済基準収穫量等設定準則（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 650 号）
損害認定準則	果樹共済損害認定準則（平成 30 年 3 月 28 日農林水産省告示第 648 号）
引受要綱	果樹共済引受要綱（平成 30 年 9 月 11 日付け 30 経営第 1305 号農林水産省経営局長通知）
現地調査要領	果樹共済損害評価現地調査要領（平成 30 年 9 月 11 日付け 30 経営第 1305 号農林水産省経営局長通知）
事業規程等	事業規程又は共済事業の実施に関する条例
類区分	収穫共済の共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その定めた区分）
類区分等	類区分（農林水産大臣が特定の類区分につきその細区分を定めたときは、その定めた細区分）
全相殺減収方式	標準収穫量に果実のキログラム当たり価額及び補償限度割合を乗じて得た金額の範囲内で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係であって、組合員等ごとに、基準収穫量からその年産における収穫量を差し引いて減収量を算定するもの

帳簿全相殺減収方式	確定申告関係書類を用いて収穫量を確認する全相殺減収方式
確定申告関係書類	規則第119条第3項第3号に規定する書類、同号に規定する帳簿及びこれらの関係書類
全相殺品質方式	品質の程度により調整を加えた標準収穫量に果実のキログラム当たり価額及び補償限度割合を乗じて得た金額の範囲内で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係であって、組合員等ごとに、基準収穫量からその年産における品質の程度により調整を加えた収穫量を差し引いて減収量を算定するもの
半相殺方式	標準収穫量に果実のキログラム当たり価額及び補償限度割合を乗じて得た金額の範囲内で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係であって、樹園地ごとに、その年産における当該樹園地の収穫量が樹園地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して減収量を算定するもの
半相殺減収総合方式	半相殺減収総合一般方式及び半相殺減収総合短縮方式
半相殺減収総合一般方式	半相殺方式のうち、共済責任期間が規則第137条第1項各号に定める期間であるもの
半相殺減収総合短縮方式	半相殺方式のうち、共済責任期間が規則第137条第2項各号に定める期間であるもの
地域インデックス方式	標準収穫量に果実のキログラム当たり価額及び補償限度割合を乗じて得た金額の範囲内で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係であって、統計単位地域ごとに、その年産の統計単収及び基準統計単収を基礎として算定される10アール当たり減収量に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹齢構成係数及び樹園地の面積を乗じて減収量を算定するもの
災害収入共済方式	基準生産金額の40%以上共済限度額以下の金額で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係
収穫共済区分	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺減収総合一般方式、半相殺減収総合短縮方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式の別
栽培面積	結果樹の面積
果実のキログラム当たり価額	法第148条第2項の規定に基づき農林水産大臣が定める果実のキログラム当たり価額

支払開始割合	全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び地域インデックス方式において、共済金の支払が開始することになる損害割合として申込者が選択する割合
共済限度額割合	災害収入共済方式における共済限度額を算出するために基準生産金額に乗ずる割合として申込者が選択する割合
出荷団体等	組合員等からその生産した果実について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者
出荷資料	出荷団体等が加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた果実の数量及び価格に関する資料
青色申告書等	規則第87条第3項に規定する青色申告書及びその関係書類
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は共済事業を行う全国連合会
特定組合	法第73条第4項に規定する特定組合
特定組合等	特定組合又は全国連合会
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
組合員等	農業共済組合若しくは全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
地方農政局統計部等	地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部
果樹連合会保険区分	組合等と都道府県連合会との保険関係の区分であって、収穫共済にあつては共済目的の種類、引受方式（全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式）、短縮方式の申出の有無の別、樹体共済にあつては共済目的の種類別の別からなるもの
果樹政府保険区分	特定組合等と政府との保険関係の区分であって、全ての共済目的の種類に係る災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済と、共済目的の種類ごとの災害収入共済方式の収穫共済との別からなるもの
果樹再保険区分	都道府県連合会と政府との再保険関係の区分であって、全ての共済目的の種類に係る災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済と、共済目的の種類ごとの災害収入共済方式の収穫共済との別からなるもの

連合会認定区分	果樹連合会保険区分を共済金の支払時期により細分して組合等が定める区分
政府保険認定区分	果樹政府保険区分を共済金の支払時期により細分して特定組合等が定める区分
政府再保険認定区分	果樹再保険区分を共済金の支払時期により細分して都道府県連合会が定める区分
統計単収	作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）第4条第3項の収穫量調査に基づく10アール当たりの作物の種類別収穫量
統計単位地域	都道府県の区域

目 次

第1章 通則	1
第1節 目 的	1
第2節 共済事故	1
第3節 共済責任期間	2
第4節 損 害	2
第5節 事故発生通知及び損害通知	6
第6節 損害防止	10
第7節 立入調査	10
第8節 分割評価	11
第9節 損害評価会の委員及び損害評価員	11
第10節 地方農政局統計部等に対する連絡等	12
第11節 支払責任のない損害	12
第12節 第三者に対する権利の取得	13
第13節 共済金支払等の免責	13
第2章 基準収穫量及び樹園地別基準収穫量	16
第3章 損害評価	21
第1節 損害評価の時期	21
第2節 損害評価の準備	22
第3節 現地評価	25
第4節 損害評価高の取りまとめ	37
第5節 損害評価高の決定	51
第6節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会における共済金及び 保険金の仮渡し	53
第7節 特定組合等が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価	56

第4章 請求の手續	58
第1節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会における保険金又は再保険金の請求の手續	58
第2節 特定組合等における保険金の請求手續	59
第3節 保険金又は共済金の支払	60
第4節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会の保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求を行う場合の手續	60
第5節 特定組合等による共済金の仮渡し及び保険金の概算払の請求を行う場合の手續	61
書類様式目録	63

第1章 通則

第1節 目的

この要綱は、法、施行令、規則、損害認定準則及び基準収穫量等設定準則に準拠して定めたものであり、果樹共済の損害評価の業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2節 共済事故

第1 収穫共済の共済事故

収穫共済の共済事故は、次に掲げる災害による果実の減収（全相殺品質方式においては果実の減収及び品質の低下、災害収入共済方式においては果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）である。

- 1 風水害 暴風、強風、潮風等による風害、冠水、浸水、埋没等による水害及び風害と水害が同時又は相前後して発生した場合の災害
- 2 ひょう害 降ひょうによる災害
- 3 干害 干ばつ等による災害（干ばつによる塩害、河川水の流量減少のため生じた海水の逆流による塩害及び干ばつに伴う用水の統制等による用水不足によって一部に発生した干害現象を含む。）
- 4 寒害 寒冷による災害（例えば、寒冷による果樹、枝葉、花芽等の枯死）
- 5 雪害 積雪による災害（例えば、積雪による主枝等の折損）
- 6 暖冬害 暖冬により不時開花、芽葉の異常伸長等の現象が生じたことによる災害
- 7 凍霜害 凍傷又は降霜による災害（気温の急激な低下により芽葉等の内部組織の破壊現象によって発生する災害をいう。）
- 8 冷害 低温及びこれに付随する異常気象（例えば、日照不足）のため生じた災害
- 9 冷湿害 低温と大気及び土壌の湿潤が重複しておこる災害（例えば、玉伸び不良）
- 10 雨害湿潤害 長雨その他雨そのものによる災害及び大気の湿潤による災害（例えば、授粉不能、異常落果、玉割れ）
- 11 雷害 落雷による果樹の裂折損及び火災等による災害
- 12 その他の気象上の原因による災害
- 13 地震の害 地震による災害（地震によって生じる津波、水害、干害等の災害を含む。）
- 14 噴火の害 火山の噴火による溶岩の流出及び降灰等による災害

- 15 地すべりの害
- 16 火 災
- 17 病 害
- 18 虫 害
- 19 鳥 害
- 20 獣 害

第2 樹体共済の共済事故

樹体共済の共済事故は、第1に掲げる災害による果樹の枯死、流失、滅失、埋没又は損傷である。

なお、共済事故のうち埋没については、その埋没に係る果樹を埋没前の状態に復するために必要な費用の金額が当該果樹の付された樹体共済に係る共済責任期間の開始する時の価額として規則第126条の規定により組合等が定める金額を超える程度の損害が見込まれるものに限るものとし、損傷についてはその損傷が主枝に係るものであり、かつ、その程度がその損傷に係る果樹のその損傷を受ける直前における樹冠容積の2分の1以上の部分にわたる程度のものとする。

第3節 共済責任期間

共済責任期間とは、その期間中に発生した共済事故により第4節に規定する損害が生じた場合において、組合等が組合員等に対し共済金の支払責任を生ずることとなる期間であり、引受要綱第1章第5節のとおりである。

第4節 損 害

第1 収穫共済

1 損害認定の対象となる損害

(1) 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺減収総合方式及び地域インデックス方式の損害認定の対象となる損害は、引受方式ごとに、共済責任期間中に生じた共済事故による、次表に定めるとおりとする。

引受方式	果実の減収量	損害認定の対象となる損害	支払開始割合
全相殺減収方式	組合員等ごとに基準収穫量から実収穫量を差し引いて得た数量	当該組合員等の基準収穫量に対して、当該組合員等の果実の減収量が右欄の支払開始割合を超えた場合	2割
		の損害（全相殺方式超過被害）	3割

全相殺品質方式	組合員等ごとに品質を加味した基準収穫量から品質を加味した実収穫量を差し引いて得た数量	$\text{損害割合} = \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}}$	4割
半相殺減収総合方式	当該樹園地の基準収穫量から当該樹園地の実収穫量を差し引いて得た数量	<p>当該組合員等の樹園地ごとの基準収穫量の合計に対して、当該組合員等の樹園地ごとの果実の減収量の合計が右欄の支払開始割合を超えた場合の損害（半相殺方式超過被害）</p> $\text{損害割合} = \frac{\text{樹園地ごとの減収量の合計}}{\text{樹園地ごとの基準収穫量の合計}}$	3割 4割 5割
地域インデックス方式	組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、基準収穫量から当該年産の収穫量（当該年産の統計単収に樹齢構成係数及び栽培面積を乗じて得た数量）を差し引いて得た数量	<p>当該組合員等の当該統計単位地域ごとに、基準収穫量に対して、当該年産の果実の減収量が右欄の支払開始割合を超えた場合の損害（地域インデックス方式超過被害）</p> $\text{損害割合} = \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}}$	1割 2割 3割

(注1) 細区分を定めた類区分に係る損害割合

$$\text{損害割合} = \frac{\text{減収金額}}{\text{基準収穫金額}}$$

$$\text{減収金額} = \text{基準収穫金額} - \text{実収穫金額}$$

$$\text{基準収穫金額} = \sum (\text{当該細区分に係る果実のキログラム当たり価額} \times \text{当細区分に係る基準収穫量})$$

$$\text{実収穫金額} = \sum (\text{当該細区分に係る果実のキログラム当たり価額} \times \text{当該細区分に係る実収穫量})$$

(注2) 全相殺品質方式の品質を加味した実収穫量

$$\text{実収穫量} = \text{収穫量} \times \text{品質指数}$$

(2) 災害収入共済方式の損害認定の対象となる損害は、類区分ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に発生した共済事故によるその年産における当該組合員等の当該類区分に係る果実の減収又は品質の低下がある場合において、その年産の収穫量、品質の程度及び生産金額が次の式を満たすときの損害（以下「災害収入共済方式超過被害」という。）とする。

$$\text{当該年産の収穫量} \times \text{品質指数} < \text{基準収穫量}$$

$$\text{当該年産の生産金額} < \text{基準生産金額} \times \text{共済限度額割合}$$

2 共済金の支払額

(1) 全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺減収総合方式の共済金の支払額は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次のとおり算出する。

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \text{共済金支払率}$$

共済金支払率 : 次の表の左欄に掲げる支払開始割合に応じ、同表の右欄に掲げる割合

支払開始割合	共済金支払率
20%	5 / 4 × 損害割合 - 1 / 4
30%	10 / 7 × 損害割合 - 3 / 7
40%	5 / 3 × 損害割合 - 2 / 3
50%	2 × 損害割合 - 1

$$\text{損害割合} = \text{減収量} / \text{基準収穫量}$$

(2) 地域インデックス方式の共済金の支払額は、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次のとおり算出する。

$$\text{共済金} = \text{統計単位地域別共済金額} \times \text{共済金支払率}$$

$$\text{統計単位地域別共済金額} = \text{共済金額} \times \frac{\text{統計単位地域ごとの標準収穫量}}{\text{標準収穫量}}$$

共済金支払率 : 次の表の左欄に掲げる支払開始割合に応じ、同表の右欄に掲げる割合

支払開始割合	共済金支払率
10%	10 / 9 × 損害割合 - 1 / 9
20%	5 / 4 × 損害割合 - 1 / 4
30%	10 / 7 × 損害割合 - 3 / 7

$$\text{損害割合} = \text{減収量} / \text{基準収穫量}$$

(3) 災害収入共済方式の共済金の支払額は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次のとおり算出する。

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{当年産の生産金額}) \times \text{共済金額} / \text{共済限度額}$$

$$\text{共済限度額} = \text{基準生産金額} \times \text{共済限度額割合}$$

第2 樹体共済

1 損害認定の対象となる損害

- (1) 損害認定の対象となる損害は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に発生した共済事故による樹体の損害の額が10万円（共済価額の10分の1に相当する金額が10万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合の損害とする。
- (2) 樹体共済の損害の額は、類区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの1本当たり価額に全損換算本数に相当する数を乗じて得た額の合計額とする。
- (3) 全損換算本数は、類区分等及び樹齢区分別の果樹ごとに、次の式により算定するものとする。

$$\text{全損換算本数} = \Sigma (\text{損害程度別の本数} \times \text{損害程度の割合})$$

この場合の損害程度に応じて、用いる割合は次の表のとおりとする。

損害程度		割合
全損		100%
分損	90%以上	95%
	80%以上90%未満	85%
	70%以上80%未満	75%
	60%以上70%未満	65%
	50%以上60%未満	55%

2 共済金の支払額

共済金の支払額は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、次のとおり算出する。

$$\text{共済金} = \text{損害の額} \times \text{付保割合}$$

$$\text{付保割合} = \text{共済金額} / \text{共済価額}$$

第5節 事故発生通知及び損害通知

第1 収穫共済

1 事故発生通知

事故発生通知は、共済目的に共済事故が発生したことを、遅滞なく報告する通知であり、次により行う。

- (1) 組合等は、組合員等に対し、共済事故が発生したときは、遅滞なくその旨を通知させる。
- (2) 特定組合等以外の組合等は、組合員等から事故発生通知があったとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なく、都道府県連合会にその旨を通知する。
- (3) 特定組合等は、組合員から事故発生通知があったとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なくその旨を農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に通知する。
- (4) 都道府県連合会は、会員たる組合等から事故発生通知があったとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めたときは、遅滞なくその旨を経営局長に通知する。

2 損害通知

損害通知は、共済金の支払対象となる損害が発生したと認める場合に行う通知であり、次により行う。

- (1) 組合等は、組合員等に対し、収穫期において、引受方式に応じて次に定める場合に組合等の指定する時期までに被害を受けた樹園地の全てにつき、災害の種類、発生年月日及び発生した場所、被害のあった樹園地ごとの収穫開始予定年月日その他災害の状況等を組合等に通知させる（様式例第5-1号及び第5-4号）。
 - ア 全相殺減収方式及び全相殺品質方式
全相殺方式超過被害があったと認めるとき。

イ 半相殺減収総合方式

半相殺方式超過被害があったと認めるとき。

ウ 地域インデックス方式

共済事故による果実の減収があったと認めるとき。

エ 災害収入共済方式

共済事故による果実の減収又は品質低下があったと認めるとき。

(2) 組合等は、組合員等に対して、(1)の通知に併せて次に掲げる事項も通知させる。

ア 全相殺減収方式、全相殺品質方式及び災害収入共済方式

被害のあった樹園地と被害のなかった樹園地の別

イ 半相殺減収総合方式

全ての被害樹園地に係る生果と傷果別の見込収穫量（以下「申告収穫量」という。）

(3) 半相殺減収総合方式にあつては、組合員等が品種の違いにより収穫期が相違するものを栽培している場合は、早期に収穫される品種が被害を受けたときは、半相殺方式超過被害であるか否かにかかわらず、全て損害通知を行わせる。

ただし、後期に収穫される品種の栽培面積が極めて小さく、その被害を見込んでも半相殺方式超過被害とならないと見込まれる場合には、早期に収穫される樹園地の被害についての損害通知は行わせなくてもよい。

(4) 特定組合等以外の組合等の行う通知は、次により行うものとする。

ア 速報

特定組合等以外の組合等は、共済金の支払対象となる被害が発生したと認めるときは、災害の発生の都度、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を得てその概況を調査し、連合会認定区分ごとに、災害の種類、発生日月日及び状況、被害の概数、共済金支払見込額その他必要な事項を都道府県連合会に通知する（様式第13号）。

イ 定期報告（当初評価高報告）

特定組合等以外の組合等は、収穫期において、組合員等から通知のあった共済目的の種類について第3章に定めるところにより損害評価を行い、損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定する。その後、災害の種類、発生日月日及び状況、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量、生産金額の減少額及び被害面積その他保険金の額の決定に必要な事項を、連合会認定区分ごとに取りまとめ、都道府県連合会の指定する期日までに、その結果を都道府県連合会に通知する（様式第15-1号及び第15-2号）。

(5) 特定組合等の行う通知は次により行うものとする。

ア 速報

特定組合等は、特定組合等以外の組合等の行う速報の場合に準じて、災害の発生都度、その概況を調査し、政府保険認定区分ごとに、災害の種類、発生年月日及び状況、被害の概数、共済金支払見込額その他必要な事項を農林水産大臣に通知する（様式第13号）。

イ 定期報告（当初評価高報告）

特定組合等は、収穫期において、組合員から通知のあった共済目的の種類について第3章に定めるところにより損害評価を行い、損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定する。その後、災害の種類、発生年月日及び状況、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る減収量、生産金額の減少額及び被害面積その他保険金の額の決定に必要な事項を政府保険認定区分ごとに取りまとめ、速やかに農林水産大臣に通知する（様式第17-1号及び第17-2号）。

(6) 都道府県連合会の行う通知は次により行うものとする。

ア 速報

都道府県連合会は、特定組合等以外の組合等の行う速報の場合に準じて、損害の概況を調査し、政府再保険認定区分ごとに、災害の種類、発生年月日及び状況、被害の概数、保険金支払見込額その他必要な事項を災害の発生都度、農林水産大臣に通知する（様式第13号）。

イ 定期報告（当初評価高報告）

都道府県連合会は、収穫期において第3章に定めるところにより損害評価を行い、損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定する。その後、災害の種類、発生年月日及び状況、共済金支払見込額、保険金支払見込額、当該保険金に係る減収量及び生産金額の減少額並びにその被害面積その他再保険金の額の決定に必要な事項を政府再保険認定区分ごとに取りまとめ、速やかに農林水産大臣に通知する（様式第16-1号、第16-2号、第16-3号及び第16-4号）。

第2 樹体共済

1 事故発生通知

第1の収穫共済の事故発生通知に準じて行う。

2 損害通知

損害通知は、共済金の支払対象となる被害が発生したときと認める場合に行う通知であり、次により行う。

(1) 組合等は、損害認定の対象となる損害があったと認める場合において、組合員等に対し共済責任期間の終期において、組合等の指定する時期までに被害を受けた樹園地の全てにつき、災害の種類、発生年月日及び発生した場所その他災害の状況等を組合等に通知させる（様式第24号）。

なお、共済責任期間の終期前に損害を受けた果樹に伐倒の計画がある場合には、あらかじめ、その予定年月日を通知させる。

(2) 特定組合等以外の組合等の行う通知は次により行うものとする。

ア 速報

第1の収穫共済の速報に準じて行う（様式第13号）。

イ 定期報告（当初評価高報告）

特定組合等以外の組合等は、共済責任期間の終期において、組合員等から通知のあった共済目的の種類について第3章に定めるところにより損害評価を行い、損害の額を認定する。その後、災害の種類、発生年月日及び状況、共済金支払見込額、共済金支払見込額に係る損害の額及び被害面積その他保険金の額の決定に必要な事項を連合会認定区分ごとに取りまとめ、都道府県連合会の指定する期日までに、その結果を都道府県連合会に通知する（様式第30号）。

(3) 特定組合等の行う通知は次により行うものとする。

ア 速報

第1の収穫共済の速報に準じて行う（様式第13号）。

イ 定期報告（当初評価高報告）

特定組合等は、共済責任期間の終期において、組合員等から通知のあった共済目的の種類について第3章に定めるところにより損害評価を行い、損害の額を認定する。その後、災害の種類、発生年月日及び状況、共済金支払見込額、当該共済金支払見込額に係る損害の額及び被害面積その他保険金の額の決定に必要な事項を政府保険認定区分ごとに取りまとめ、速やかに農林水産大臣に通知する（様式第17-1号及び第17-2号）。

(4) 都道府県連合会の行う通知は次により行うものとする。

ア 速報

第1の収穫共済の速報に準じて行う（様式第13号）。

イ 定期報告（当初評価高報告）

都道府県連合会は、共済責任期間の終期において、第3章に定めるところにより損害評価を行い、損害の額を認定する。その後、災害の種類、発生年月日及び状況、共済金支払見込額、保険金支払見込額、当該保険金支払見込額に係る損害の額及び被害面積その他再保険金の額の決定に必要な事項を政府再保険認定区分ごとに取りまとめ、速やかに農林水産大臣に通知する（様式

第16-1、第16-4号及び第31号)。

第6節 損害防止

共済目的について、通常すべき管理その他損害防止を行うことは組合員等の義務であり、組合等及び都道府県連合会は、これに関し適切な指導に努めなければならない。

第1 予防措置

1 通常すべき管理の基準の設定とその普及指導

防災の基本は共済目的の適切な管理にあるので、組合等及び都道府県連合会は、必要に応じ「通常すべき管理の基準」を定め、その普及及び指導に努めるものとする。

2 気象通報と防災措置

組合等及び都道府県連合会は、長期予報、気象特報等の気象通報に注意し、災害が予知される場合には、関係機関と連絡して速やかに組合員等の注意を促すとともに、必要な防災措置を講ずるものとする。

3 発生予察の実行と予防駆除等の指導

組合等及び都道府県連合会は、病虫害発生予察機関その他の関係機関との連絡を密にして、発生予察を適時に的確に行うとともに、予防、駆除等につき組合員等を指導し、必要がある場合にはその方法につき指示するものとする。

4 防除態勢の整備

組合等及び都道府県連合会は、独自に、又は他の関係機関と協力して、損害防止に必要な機具、薬剤等の整備に努め、災害発生に備えて防除態勢を整えておくものとする。

第2 善後処置

組合等及び都道府県連合会は、災害が発生した場合には、これに対する応急的な処置及び被害のこう進を防止する技術的な対策を講じて組合員等を指導し、必要がある場合は、その処置につき指示するものとする。

なお、この点に関しては、行政機関、研究機関等と密接な連絡を図るものとする。

第7節 立入調査

組合等及び都道府県連合会は、損害の防止又は損害評価のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある組合員等の樹園地又は貯蔵場所に立ち入り、必要な事項を調査

することができる。

第8節 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切その他第2節に掲げる共済事故以外の原因（例えば農薬の使用不適當若しくは剤質不適當又はせん定、整枝若しくは摘果に適切さを欠いたため生じた隔年結果等）によると認められる果実の減収若しくは品質の低下又は樹体の枯死等又は共済責任期間外に発生した災害等による果実の減収若しくは品質の低下（例えば貯蔵管理の不適切による果実の減耗又は品質の低下）がある場合には、これによる損害とそれ以外の損害とを分割して評価（以下「分割評価」という。）を行い、この共済事故以外の原因による損害（以下収穫共済において果実の減収については「分割減収量」、果実の品質の低下については「分割品質指数」、樹体共済においては「分割損害額」という。）は、果実の減収若しくは品質の低下又は樹体の損害として取り扱わないものとする。

第9節 損害評価会の委員及び損害評価員

第1 組合等

1 損害評価会の委員の任務

損害評価会の委員は、損害評価会を構成して組合等又は都道府県連合会の支払うべき共済金に係る損害の額の認定に関して組合等の諮問に応じるほか、組合等の求めに応じて次に掲げる事項を行う。

ア 災害が発生した場合に損害を調査すること。

イ 災害が発生した場合にその防止及び善後処置等につき組合等に協力すること。

ウ その他損害評価に関し必要な事項につき、組合等に協力すること。

2 損害評価員の任務

損害評価員は、組合等の指示により次に掲げる事項を行う。

ア 災害が発生した場合に、損害を調査すること。

イ 災害が発生した場合に、その防止及び善後処置等につき、現地において組合員等の指導に当たること。

ウ その他組合等の損害評価に関し必要な事務に従事すること。

第2 都道府県連合会

1 損害評価会の委員の任務

組合等の損害評価会の委員の任務に準ずる。なお、このほか、必要がある場合は見回り調査を行う。

2 損害評価員の任務

組合等の損害評価員の任務に準ずる。なお、このほか、必要がある場合は見回り調査を行う。

第10節 地方農政局統計部等に対する連絡等

第1 地方農政局統計部等に対する連絡

1 必要資料の提出

組合等は、地方農政局統計部等からその調査に必要な基準収穫量等について報告を求められたときは、地方農政局統計部等が都道府県連合会と協議して定める期日までに、直接又は都道府県連合会を通じて必要な資料を提出するものとする。

なお、都道府県は、定められた期日までに組合等がその資料を提出するよう組合等を指導するものとする。

2 損害の通報

災害が発生したときは、第5節の「事故発生通知」及び「損害通知」に準じて、特定組合等以外の組合等にあつては直接又は都道府県連合会を通じて、特定組合等にあつては直接、地方農政局統計部等に通報するものとする。

3 指導及び助言の要請

組合等及び都道府県連合会は、損害の調査を行うため、地方農政局統計部等に対し、これらの調査に関して、その指導及び助言を要請することができる。

第2 出荷団体等への協力要請等

(1) 組合等及び都道府県連合会は、損害の額の認定に関し必要があるときは、出荷団体等に対し、組合員等に係る出荷資料の提示等につき、協力を要請することができる。

(2) 都道府県は、組合等及び都道府県連合会が出荷団体等から出荷資料の提示等を円滑に受けられるよう配慮するものとする。

第11節 支払責任のない損害

果樹共済の共済目的につき共済事故によって生じた損害であっても、その損害が次のいずれかに該当するものであるときは、組合等は、共済金を支払わないこととする。

ア 戦争その他の変乱によって生じた損害

イ 組合員等又はその法定代理人（組合員等以外の者で共済金を受けるべき者がある

ときは、その者又はその者の法定代理人を含む。)の故意又は重大な過失によって生じた損害(組合員等が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失を填補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、故意によって生じた損害)

ウ 組合員等と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害(その親族が組合員等に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。)

第12節 第三者に対する権利の取得

1 組合等

(1) 組合等は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより組合員等が取得する債権(以下(1)及び(2)において「組合員等債権」という。)について当然に組合員等に代位する。

ア 組合等が支払った共済金の額

イ 組合員等債権の額(アの額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合員等債権の額から当該不足額を控除した残額)

(2) (1)の場合において、アの額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合員等は、組合員等債権のうち組合等が(1)により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る組合等の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

2 都道府県連合会

(1) 都道府県連合会は、保険金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより組合等が取得する債権(以下(1)及び(2)において「組合等債権」という。)について当然に組合等に代位する。

ア 都道府県連合会が支払った保険金の額

イ 組合等債権の額(アの額が保険関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合等債権の額から当該不足額を控除した残額)

(2) (1)の場合において、アの額が保険関係により填補すべき損害の額に不足するときは、組合等は、組合等債権のうち都道府県連合会が(1)により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る都道府県連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

第13節 共済金支払等の免責

第1 組合等

(1) 組合等は、次の場合には、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

ア 組合員等が、共済目的について通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。

イ 組合員等が、損害防止のため特に必要な処置をすべきことについての組合等からの指示に従わなかったとき。

ウ 組合員等が次に掲げる事項について通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(ア) 次に掲げる異動を生じた場合に組合等に対して行う共済目的の異動通知

a 共済目的の譲渡し、伐倒又は高接ぎ

b パインアップルの開花促進処理に関する計画の変更（その変更により果実の年産の変更が生ずるものに限る。）

c 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

d 収穫共済の共済関係について全相殺減収方式、全相殺品質方式及び災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画の変更

(イ) 事故発生通知

(ウ) 損害通知

エ 組合員等が正当な理由がないのに事業規程等の規定に違反して第2回目の組合員等負担共済掛金（引受要綱第1章第11節第2の組合員等負担共済掛金をいう。）及び引受要綱第1章第12節第1の3の増額された組合員等負担共済掛金の払込みを遅滞したとき

オ 果樹共済の申込みをした組合員等が、当該申込みの際、当該加入申込みに係る果樹に関する次に掲げる事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（組合等がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

(ア) 共済目的の種類

(イ) 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地に植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数

(ウ) 既に樹体共済の共済事故又はその原因が発生している果樹がある場合にあっては、その旨

(エ) 全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択する場合にあっては、その申込みに係る収穫共済の共済関係に係る果実の出荷計画、収穫量並びに品質及び生産金額（全相殺品質方式又は災害収入共済方式に限る。）の確認方法

- (2) 組合等は、類区分に係る区分が定められた共済目的の種類に係る果樹につき、組合員等がその栽培方法を当該類区分に係る果樹に適用される栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。
- (3) 組合等は、組合員等が植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。

第2 都道府県連合会

- (1) 都道府県連合会は、次の場合には、保険金の全部又は一部につき、支払の責任を免れることができる。
- ア 組合等が法令又は事業規程等に違反して共済金を支払ったとき。
 - イ 組合等が損害額を不当に認定して共済金を支払ったとき。
 - ウ 組合等が事業規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかったとき。
 - エ 組合等が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。
 - オ 組合等が引受通知書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - カ 組合等が事故発生通知又は損害通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - キ 組合等が共済目的について、通常すべき管理その他の損害防止に係る組合員等に対する指導を怠ったとき。
 - ク 組合等が、損害防止のため特に必要な処置をすべきことについての都道府県連合会からの指示に従わなかったとき。
- (2) 都道府県連合会は、組合等が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損害の額については、組合等に対して保険金の支払の義務を有しない。

第2章 基準収穫量及び樹園地別基準収穫量

第1 基準収穫量

1 全相殺減収方式及び全相殺品質方式

全相殺減収方式及び全相殺品質方式の基準収穫量は、果実の年産ごと、組合員等ごと及び類区分等ごとに、当該年産の前年産の出荷資料、青色申告書等又は確定申告関係書類が明らかになった時点で、次のとおり算定された数量とする。

ただし、標準収穫量を引受要綱第1章第8節第1の1のただし書のアにより算定した場合にあっては2に準じて、同イにより算定した場合にあっては3に準じて算定する。

(1) 組合等は、組合員等ごと及び類区分等ごとに、当該年産の前年産の出荷資料、青色申告書等又は確定申告関係書類から当該年産の前年産の10アール当たり収穫量を算定する。

(2) 組合等は、(1)及び引受要綱第1章第8節第3の1の(1)で算定した組合員等ごと及び類区分等ごとの最近6か年の10アール当たり収穫量(同(3)のアにより標準収穫量を最近4か年の10アール当たり収穫量で算出したときは最近5か年の10アール当たり収穫量)からみて、隔年結果による収穫量の変動の有無を判定し、基準収穫量を次のとおり算定する。

ア 隔年結果による変動がないと認められる場合

$$\text{基準収穫量} = \text{標準収穫量}$$

イ 隔年結果による変動があると認められる場合

$$\text{基準収穫量} = \text{標準収穫量} \times \text{変動係数}$$

(3) 変動係数は、組合員等ごと及び類区分等ごとに、最近6か年の10アール当たり収穫量(引受要綱第1章第8節第3の1の(3)のアにより標準収穫量を最近4か年の10アール当たり収穫量で算出したときは最近5か年の10アール当たり収穫量)から、次のとおり算定する。

ア 当該年産が表年の場合

$$\text{変動係数} = 1 + \text{平均変動率}$$

イ 当該年産が裏年の場合

$$\text{変動係数} = 1 - \text{平均変動率}$$

(4) 平均変動率は、組合員等ごと及び類区分等ごとに、次のとおり算定する。

ア 最近6か年の10アール当たり収穫量から算定する場合

$$\text{平均変動率} = \frac{\left[\frac{\text{各年産間の収穫量の変動幅のうち最高及び最低の変動幅を除く3つの変動幅の平均値}}{2} \right]}{\text{最近6か年中中庸4か年の単純算術平均した10アール当たり収穫量}}$$

イ 最近5か年の10アール当たり収穫量から算定する場合

$$\text{平均変動率} = \frac{\left[\frac{\text{各年産間の収穫量の変動幅のうち最高及び最低の変動幅を除く2つの変動幅の平均値}}{2} \right]}{\text{最近4か年中中庸2か年の単純算術平均した10アール当たり収穫量}}$$

(5) 各年産間の収穫量の変動幅は、組合員等ごと及び類区分等ごとに、次のとおり算定する。

$$\begin{aligned} & n \text{年産と } n+1 \text{年産の10アール当たり収穫量の変動幅} \\ & = | n+1 \text{年産の10アール当たり収穫量} - n \text{年産の10アール当たり収穫量} | \end{aligned}$$

2 半相殺減収総合方式

半相殺減収総合方式の基準収穫量は、果実の年産ごと、組合員等ごと及び類区分等ごとに、第2で定める樹園地別基準収穫量の合計とする。

ただし、標準収穫量を引受要綱第1章第8節第1の3のただし書により定めた場合は、1に準じて算定する。

なお、基準収穫量の組合等ごと及び類区分ごとの合計数量は、標準収穫量の組合等ごと及び類区分ごとの合計数量の100分の110に相当する数量を超えない範囲内となるように定めなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りでない。

3 地域インデックス方式

地域インデックス方式の基準収穫量は、果実の年産ごと、統計単位地域ごと及び

類区分ごとに、当該年産の前年産の統計単収が明らかになった時点で、次のとおり算定された数量とする。

ア うんしゅうみかん以外の果樹

$$\text{基準収穫量} = \text{標準収穫量}$$

イ うんしゅうみかん

$$\text{基準収穫量} = \text{標準収穫量} \times \text{変動係数}$$

変動係数は、統計単位地域ごと及び類区分ごとに、1の(3)から(5)までに準じて算定する。

4 災害収入共済方式

災害収入共済方式の基準収穫量(第1章第4節第1の1の(2)の基準収穫量)は、果実の年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、当該年産の前年産の出荷資料又は青色申告書等が明らかになった時点で、次により算定された数量とする。

$$\text{組合等が定める標準的な単収} \times \text{引受面積} \times \text{変動係数} \times \text{基準品質指数}$$

(1) 組合等が定める標準的な単収は、引受要綱第1章第8節第3の1に準じて算定するものとする。

ただし、10アール当たり収穫量の伸び率については、次のとおりとする。

$$\text{10アール当たり収穫量の伸び率} = \frac{\text{最近4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量}}{\text{最近年の前年までの4か年中中庸2か年の平均10アール当たり収穫量}}$$

(2) 変動係数は、組合員等ごと及び類区分等ごとの最近6か年の10アール当たり収穫量からみて、隔年結果による収穫量の変動の有無を判定し、1の(3)から(5)までに準じて算出する。

(3) 基準品質指数は、組合員等ごと及び類区分ごとに、出荷資料により収穫量を算定する場合は以下のとおり、青色申告書等により収穫量を算定する場合は引受要綱第1章第8節第4の2に準じて算出する。

$$\text{基準品質指数} = \frac{\text{組合員等の1キログラム当たり平均価格}}{\text{地域の1キログラム当たり平均価格}}$$

ア 地域の1キログラム当たり平均価格は、類区分ごとに、当該類区分に係る最近2か年（以下「基準年次」という。）の出荷資料等に基づき、次式により算出する。

$$\text{地域の1キログラム当たり平均価格} = \frac{\text{当該地域の基準年次の総生産金額}}{\text{当該地域の基準年次の総出荷数量}}$$

イ 組合員等の1キログラム当たり平均価格は、類区分ごとに、当該組合員等に係る基準年次の出荷資料等に基づき、次式により算出する。

$$\text{組合員等の1キログラム当たり平均価格} = \frac{\text{当該組合員等の基準年次の総生産金額}}{\text{当該組合員等の基準年次の総出荷数量}}$$

ウ 基準品質指数は、通常2年ごとに算出し直すものとする。ただし、組合員等の栽培技術、肥培管理状況等が変わり、当該組合員等の生産する果実の品質の程度に著しい変動があると認められるときは、その年ごとに当該組合員等の類区分に係る基準品質指数を算出し直すものとする。

エ 基準品質指数の算出方法が上記により難しい場合は、特定組合等以外の組合等にあつては都道府県連合会の指導する方法、特定組合等にあつてはあらかじめ経営局長と協議して定めた方法により、品質指数の算出を行うことができるものとする。

なお、都道府県連合会は、会員たる組合等に対し品質指数の算出方法を指導する場合には、当該算出方法についてあらかじめ経営局長と協議するものとする。また、ウに準じて算出し直すものとする。

第2 樹園地別基準収穫量

半相殺減収総合方式における樹園地別基準収穫量は、果実の年産ごと、組合員等ごと、樹園地ごと及び類区分等ごとに、次により算定された数量とする。

$$\text{樹園地別基準収穫量} = \frac{\text{引受要綱第1章第8節第2の(1)の数量}}{\text{園地条件指数}} \times \frac{\text{肥培管理指数}}{\text{隔年結果指数}}$$

1 基準収穫量設定指数表の作成

組合等は、都道府県連合会、農業協同組合等の協力を得て、年産別標準収量表

(引受要綱第1章第8節第5の3の(2))により作成した年産別標準収量表をいう。以下同じ。)の適用区分ごとに園地条件、肥培管理及び隔年結果についてその良否の程度又は収穫量の変動の程度を表わす基準収穫量設定指数表(様式例第2号)を作成するものとする。この場合において、指数の幅は組合等の実態に応じて定めるものとする。

ア 園地条件指数：当該標準収量表設定の基礎となった平均的園地条件の指数を1.0とし、園地条件の良否の程度別に上下各2段階、全体で5段階の指数を作成するものとする。

イ 肥培管理指数：当該標準収量表設定の基礎となった平均的肥培管理の指数を1.0とし、肥培管理の良否の程度別に上下各2段階、全体で5段階の指数を作成するものとする。

ウ 隔年結果指数：当該標準収量表設定の基礎となった隔年結果現象による収穫量の状態(隔年結果による収量変動がないものとみなした場合における収穫量の状態)の指数を1.0とし、隔年結果による収穫量の変動の程度別に表年の場合に適用する指数を2段階、裏年の場合に適用する指数を2段階、全体で5段階の指数を作成するものとする。

なお、組合等は実態に応じて必要がある場合は、園地条件指数、肥培管理指数及び隔年結果指数について上下(隔年結果指数にあつては、表年と裏年)各2段階、全体で5段階の指数を作成するところ、上下に同じ数だけ段階を追加して差し支えない。適用する指数を2段階、裏年の場合に適用する指数を2段階、全体で5段階の指数を作成するところ、表年又は裏年の場合に適用する指数の段階として、それぞれ、同じ数だけ段階を追加して差し支えない。

ただし、特定組合等以外の組合等が、園地条件指数、肥培管理指数及び隔年結果指数において段階の追加を行う場合にあつては、あらかじめ都道府県連合会の同意を得るものとする。

2 基準収穫量設定指数の設定

組合等は、共済責任期間の開始後、当該年産の開花期までに、類区分等ごと及び樹園地ごとに、園地条件、肥培管理状況及び隔年結果を調査の上、損害評価実績等を勘案して、1で作成した基準収穫量設定指数表からこれらの状況に応じた指数をそれぞれ選択し、これらの指数を当該樹園地の当該細区分等に係る園地条件指数、肥培管理指数及び隔年結果指数とするものとする。

なお、隔年結果現象がないと認められる果樹の栽培を行う樹園地については、当該樹園地の当該類区分等に係る隔年結果指数は1.0とするものとする。

また、当該樹園地の当該類区分等に係る園地条件、肥培管理状況及び隔年結果が、基準収穫量設定指数表に記載された指数のうち最低の指数を更に下回ると認め

られるときは、基準収穫量設定指数表の指数を適用せず、当該樹園地の当該類区分等に係る園地条件、肥培管理状況及び隔年結果に応じた指数を設定するものとする。

第3 都道府県連合会への報告

特定組合等以外の組合等は、基準収穫量を定めた場合には、遅滞なく設定結果を基準収穫量設定結果報告書（様式第3-1号及び第3-2号）に取りまとめ、都道府県連合会に報告するものとする。

第4 都道府県連合会による基準収穫量の検討

都道府県連合会は、果樹関係機関の協力を得て、第3により組合等から報告された基準収穫量設定結果報告書及びその他の資料に基づき、基準収穫量の設定方法及び設定結果について審査するものとする。

第5 農林水産省への報告

1 特定組合等

特定組合等は、基準収穫量を定めた場合には遅滞なく設定結果を基準収穫量設定結果報告書（様式第3-1号及び第3-2号）に取りまとめ、経営局長に報告するものとする。

2 都道府県連合会

都道府県連合会は、第4により基準収穫量の設定方法及び設定結果について審査した結果を、遅滞なく基準収穫量設定結果報告書（様式第4-1号及び第4-2号）に取りまとめ、組合等ごとの基準収穫量設定結果報告書を添えて経営局長に報告するものとする。

第3章 損害評価

第1節 損害評価の時期

損害評価は、収穫共済にあつては収穫期（出荷数量等調査については出荷終了後の適当な時期、青色申告書等調査及び確定申告関係書類調査については組合員等が確定申告書を税務署に提出した後の適当な時期）に、樹体共済にあつては共済責任期間の終期に行う。

ただし、損害が判然としている場合又は損害を受けた果樹が伐倒される場合には、収穫期又は共済責任期間の終期に至らなくとも災害発生後適当な時期に行う。

第2節 損害評価の準備

第1 組合等

1 損害評価地区の設定

組合等は、第3節第1に規定する農家申告抜取調査又は同節第3に規定する全樹園地調査を行うため、損害評価を開始する時までには、損害評価地区を次のとおり設定し、通し番号を付するものとする。

(1) 損害評価地区の設定単位は、類区分ごと及び引受方式ごと（樹体共済にあっては、共済目的の種類ごと）とする。

(2) 損害評価地区は、損害評価地区の設定単位ごとに組合等の区域を属地的に区分して設定する。

ただし、組合等の区域内に存する当該共済目的が僅少である場合又はその損害が僅少である場合であって、評価地区を設けなくてもおおむね2～3日で調査が終了すると見込まれるため、区域を区分する必要がないと認めるときは、損害評価地区を設定しなくてもよい。

(3) 損害評価地区の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 損害評価地区の規模は、おおむね2～3日で調査が終了できる規模とする。

イ 組合員等が隣接組合等の区域に出作している場合には、その樹園地はその組合員等の属する組合等の最寄りの損害評価地区に含めるものとし、組合員等が遠隔組合等の区域に出作している場合には、独立した損害評価地区を設定することとする。

2 評価班の編制

組合等は、損害評価を開始するときまでに、第3節第1に規定する各種調査及び同節第3に規定する全樹園地調査について、次により評価班を編制し、各班に班長を置く。

ア 農家申告抜取調査及び全樹園地調査

損害評価地区ごとに組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから3名を標準として評価担当者を指定して評価班を編制する。ただし、損害評価地区を設定しない場合は、組合等の職員又は損害評価会の委員のうちから1名以上を指定して評価班を編制する。

また、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、評価班に都道府県連合会の職員、都道府県連合会の損害評価会の委員又は都道府県連合会の損害評価員のうちから1名以上を加えるものとする。

イ 出荷数量等調査、青色申告書等調査、確定申告関係書類調査、共済事故確認調査、収穫量検証調査及び貯蔵場所調査

組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから2名以上を評

価担当者として指定して評価班を編制する。なお、出荷数量等調査、青色申告書等調査及び確定申告関係書類調査にあつては、評価担当者の指定に当たり、組合等の職員又は損害評価会の委員のいずれかを必ず指定するものとする。

ウ 抜取調査

組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員のうちから3名以上を評価担当者として指定して抜取調査班を編成する。

なお、評価担当者の指定に当たっては、組合等の職員及び損害評価会の委員を必ず指定する。

また、組合等は、抜取調査班間の均衡調整を図るため、抜取調査班の調査した地域ごとにさらに抜取調査を行う場合は、組合等の職員及び損害評価会の委員のうちから3名以上を指定して調整班を編制する。

ただし、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在する離島を除く。）に限る。以下同じ。）における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができるものとする。

3 現地評価日程の通知

組合等は、現地において行う損害評価（以下「現地評価」という。）の日程を定め、現地評価前に共済連絡員等を通じて所定の様式に基づき作成した用紙を組合員等に配布するとともに、損害評価会の委員、損害評価員、農業協同組合等に日程を通知する。

なお、特定組合等以外の組合等が現地評価日程を定めるときは、都道府県連合会と連絡の上行うものとする。

4 損害通知書の整理

組合等は、組合員等から損害通知書が提出された場合には、損害評価地区内の現地評価の道順又は地番順等により野帳に通し番号を付するものとする。

第2 都道府県連合会

1 連合会抜取調査単位

都道府県連合会は、第3節第2及び第4に規定する連合会抜取調査の調査単位（以下「連合会抜取調査単位」という。）を、類区分ごと及び引受方式ごと（樹体

共済にあつては、共済目的の種類ごと)に設定し、各組合等に一律に適用する。

2 損害評価地区の設定

都道府県連合会は、損害評価を開始するときまでに、連合会抜取調査単位ごとに、群(市)の区域等を基準として都道府県連合会の区域を区分して、損害評価区域を設定する。

ただし、共済目的が僅少のため、損害評価区域を設定する必要がないと認める場合には、損害評価区域を設定しなくても差し支えない。

3 評価班の編成

都道府県連合会は、損害評価を開始するときまでに、第3節第2及び第4に規定する連合会抜取調査について、損害評価区域ごとに、都道府県連合会の職員、都道府県連合会の損害評価会の委員又は都道府県連合会の損害評価員のうちから2名以上の担当者を指定して評価班を編成し、各班には班長を置く。組合等の行う、農家申告抜取調査又は全樹園地調査に都道府県連合会が参加する場合は、都道府県連合会の損害評価員、都道府県連合会の損害評価会の委員又は都道府県連合会の職員のうちから1名以上を担当者として指定するものとする。

4 現地評価日程の通知

都道府県連合会は、特定組合等以外の組合等と連絡して現地評価の日程を定め、損害評価会の委員、損害評価員、特定組合等以外の組合等に通知する。

なお、農家申告抜取調査又は全樹園地調査に都道府県連合会が参加する場合は、農家申告抜取調査、全樹園地調査の実施時期につき、連合会抜取調査を実施することとした場合に設定される調査時期と同時期となるよう、組合等と調整を行うものとする。

第3節 現地評価

第1 組合等が行う収穫共済の現地評価

組合等は、収穫共済については、引受方式ごとに次のとおり現地評価を行う。

1 全相殺減収方式及び全相殺品質方式

(1) 組合等は、(2)の規定に基づく出荷数量等調査、青色申告書等調査及び確定申告関係書類調査の対象組合員等について、収穫期において、損害通知のあった組合員等の被害樹園地の全て及び次表の対象樹園地数に応じて定める抜取樹園地数に基づき任意に抽出した無被害樹園地の一部について、共済事故による損害の発生状況を確認するとともに、共済事故以外の原因による損害が認められた場合には分割評価を行うことにより共済事故確認調査を行う。

なお、分割評価を行った樹園地については、分割事由と分割割合を記録する。

対象樹園地数	抜取樹園地数
1～3	対象樹園地数と同数
4～9	3
10～12	4
13～15	5
16～18	6
19～21	7
22～24	8
25～27	9
28～30	10
31～33	11
34～36	12
37～39	13
40～42	14
43～45	15
46～48	16
49～51	17
52以上	18

(2) 組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、次の調査を行う。

ア 出荷数量等調査

出荷数量等調査は、組合員等ごとの本年産の収穫量を出荷資料に基づき確認する場合において行うものとし、次のとおり行う。

(ア) 組合等は、出荷数量等調査に先立って評価担当者に評価上の諸注意を与

えた後、野帳を配布する。

(イ) 出荷数量等調査においては、出荷団体等が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は出荷団体等から必要な資料の提示を受けて、被害組合員等ごとに次に掲げる出荷数量等を調査し、野帳に記入する。

a 全相殺減収方式

生食仕向け、加工用仕向等仕向別に区分した出荷数量

なお、出荷団体等に出荷したもののほか、自家用又は贈答用に供した数量が見込まれるときは当該数量

b 全相殺品質方式

個人ごとに評点評価又は積点評価により果実の品質格付けが行われている場合は出荷数量及び総評点数又は総積点数、個人ごとに等級（果実の品位による区分をいう。以下同じ。）又は階級（果実の形状による区分をいう。以下同じ。）別に果実の品質格付けが行われている場合は等級又は階級別の出荷数量

なお、出荷団体等に出荷したもののほか、自家用又は贈答用に供した数量が見込まれるときは当該数量

(ウ) 組合員等が、あらかじめ出荷を予定していた出荷団体等を変更して他の出荷団体等に出荷した場合にあっては、当該変更後の出荷団体等において出荷数量等を調査するものとする。

(エ) 組合等は、全相殺減収方式にあっては、選果開始後の適当な時期に出荷団体等の協力を得て共同選果施設において選果の実態について調査を行い、調査の結果必要がある場合は、組合員等ごとの出荷数量の補正を行う。なお、特定組合以外等の組合等にあっては、都道府県連合会と合同で調査を行うものとする。

(オ) 出荷団体等から（イ）の帳簿、伝票等又はその他必要な資料の写しの提供を受けられる場合であって、当該写しの内容証明（当該写しが原本と相違ないことにつき当該出荷団体等が証明するものをいう。）が得られるときは、（イ）の規定による必要事項の野帳への記入を省略することができる。

なお、必要事項の野帳への記入を省力した場合は、当該写しを野帳と一緒に保管するものとする。

(カ) 評価担当者は、（イ）の調査の結果、出荷団体等に出荷したもののほか、自家用又は贈答用に供した数量があるときは、出荷数量の補正を行う。

(キ) 出荷数量等調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等へ提出する。

イ 青色申告書等調査

青色申告書等調査は、組合員等ごとの本年収穫量を青色申告書等に基づき確認する場合に行うものとし、次のとおり行う。

(ア) 組合等は、損害通知のあった組合員等に対して、青色申告書の税務署への提出後、速やかに青色申告書等を提出させて収穫量（全相殺品質方式にあっては、収穫量及び品質）を調査し、野帳に必要事項を記入する。

なお、この場合の収穫量は、青色申告書等に記載されている数量の全てとする。

(イ) 組合員等から組合等に提出させる青色申告書等及び収穫量の調査方法等は次のとおりとする。

① 個人の場合

a 農産物受払帳に基づく方法

農産物受払帳に基づき収穫量を調査する場合は、次のとおり行う。

(a) 組合員等の提出書類

- ・農産物受払帳の写し
- ・収穫量の類区分等別内訳書（引受要綱様式例第8－1号）

(b) 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分ごとに、農産物受払帳の写し又は収穫量の類区分別内訳書に記載された収穫量を集計する。

(c) 留意事項

農産物受払帳に記載された数量と本年収穫量の類区分別内訳書に記載された数量が一致しているか確認する。

b 所得税青色申告決算書等に基づく方法

所得税青色申告決算書等に基づき、収穫量を調査する場合は次のとおりとする。

(a) 組合員等の提出書類

- ・所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書及び収入金額の内訳の写し
- ・所得税の確定申告書（第一表）の写し
- ・販売金額等の品目別内訳書（引受要綱様式例第8－2号）

(b) 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分等ごとに、販売金額等の品目別内訳書に記載された数量に基づき、本年収穫量を以下のとおり算定する。

$$\text{本年収穫量} = \text{売上数量} + \text{事業消費数量 (家事消費数量)} \\ + \text{廃棄・亡失数量} + \text{期末棚卸数量} - \text{期首棚卸数量}$$

(c) 留意事項

販売金額等の品目別内訳書の単価（円/kg）と基準収穫量の設定に用いた過年産の同内訳書の単価（円/kg）を比較し、当年産の単価が異常に高い場合は、組合員等が保存する売上傳票等を閲覧し検証する。

また、販売金額等の品目別内訳書に記載された金額と青色申告決算書等に記載された金額が一致しているか確認する。

② 法人の場合

a 組合員等の提出書類

- ・損益計算書
- ・法人税確定申告書（別表一及び別表四）の写し
- ・販売金額等の品目別内訳書（引受要綱様式例第8-2号）

b 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分等ごとに、販売金額等の品目別内訳書に記載された数量に基づき、本年収穫量を以下のとおり算出する。

$$\text{本年収穫量} = \text{売上数量} + \text{事業消費数量} + \text{廃棄・亡失数量} \\ + \text{期末棚卸数量} - \text{期首棚卸数量}$$

c 留意事項

販売金額等の品目別内訳書の単価（円/kg）と基準収穫量の設定に用いた過年産の同内訳書の単価（円/kg）を比較し、当年産の単価が異常に高い場合は、組合員等が保存する売上傳票等を閲覧し検証する。

また、販売金額等の品目別内訳書に記載された金額と損益計算書等に記載された金額が一致しているか確認する。

ウ 確定申告関係書類調査

確定申告関係書類調査は、組合員等ごとの本年収穫量を確定申告関係書類に基づき確認する場合に行うものとし、次のとおり行う。

(ア) 組合等は、損害通知のあった組合員等に対して、確定申告書の税務署への提出後、速やかに確定申告関係書類を提出させて収穫量を調査し、野帳に必要事項を記入する。

なお、この場合の収穫量は、確定申告関係書類等に記載されている数量の全てとする。

(イ) 組合員等から組合等に提出させる確定申告関係書類及び収穫量の調査方法等は次のとおりとする。

① 個人の場合

a 組合員等の提出書類

- ・収支内訳書（農業所得用）の写し
- ・農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿（農産物を収穫したときに、その年月日、農産物の種類、数量等を記載し、又は記録した帳簿をいう。以下同じ。）の写し
- ・販売金額等の品目別内訳書（引受要綱様式例第8－2号）

b 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分等ごとに、農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿に記載された本年収穫量を集計する。

なお、当該収穫量は、販売金額等の品目別内訳書に記載された数量に基づき、以下のとおり算出した本年収穫量と一致しているか確認を行う。

$$\text{本年収穫量} = \text{売上数量} + \text{事業消費数量（家事消費数量）} + \text{廃棄・亡失数量} + \text{期末棚卸数量} - \text{期首棚卸数量}$$

c 留意事項

販売金額等の品目別内訳書の単価（円/kg）と基準収穫量の設定に用いた過年産の同内訳書の単価（円/kg）を比較し、当年産の単価が異常に高い場合など、組合員等の提出書類に疑義が生じた場合は、組合員等が保存する売上傳票等を閲覧し検証する。

また、販売金額等の品目別内訳書に記載された金額（期首・期末棚卸高は数量を含む。）と収支内訳書に記載された金額（期首・期末棚卸高は数量を含む。）が一致しているか確認する。

② 法人の場合

a 組合員等の提出書類

- ・法人税確定申告書（別表一及び別表四）の写し
- ・損益計算書
- ・棚卸表（当事業年度及び前事業年度に係るもの）
- ・農産物の売上げに関する事項を記載した帳簿（農産物を取引したときに、その年月日、売上先、農産物の種類、数量等を記載し、又は記録した帳簿をいう。以下同じ。）の写し

・販売金額等の品目別内訳書（引受要綱様式例第8－2号）

b 本年収穫量の算出方法

組合等は、組合員等ごと及び類区分等ごとに、棚卸表及び農産物の売上げに関する事項を記載した帳簿の数量（事業消費数量及び廃棄又は亡失の数量については、販売金額等の品目別内訳書に記載された数量）に基づき、本年収穫量を以下のとおり算出する。

$$\text{本年収穫量} = \text{売上数量} + \text{事業消費数量} + \text{廃棄・亡失数量} \\ + \text{期末棚卸数量} - \text{期首棚卸数量}$$

c 留意事項

販売金額等の品目別内訳書の単価（円/kg）と基準収穫量の設定に用いた過年産の同内訳書の単価（円/kg）を比較し、当年産の単価が異常に高い場合など、組合員等の提出書類に疑義が生じた場合は、組合員等が保存する売上傳票等を閲覧し検証する。

また、販売金額等の品目別内訳書に記載された金額と損益計算書等に記載された金額が一致しているか確認する。

(3) 組合等は、必要があると認めるときは、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査に基づく収穫量を検証するため、収穫期において、収穫量検証調査を次のとおり行うものとする。

ア 調査対象者

当該調査の対象者は、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査の対象組合員であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 青色申告書等又は確定申告関係書類に基づき当該組合員等の収穫量を調査することとなって以降、初めて損害通知を行った者
- ② 同一市町村内の他の組合員等からの損害通知が僅少な場合に損害通知を行った者

イ 調査方法

(ア) アの調査対象者の全ての樹園地を見回って、共済事故による損害の程度（損害率）を調査し、当該樹園地を、次表の左欄に掲げる判定区分に基づき、全損・甚・中・軽・無・増の6つの区分に分類する。

(イ) 次表の左欄に掲げる判定区分に対応する同表の右欄に掲げる見込収穫量に基づき、当該対象者の当年の収穫量を見積もり、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査に基づく収穫量と比較し、当該調査に基づく収穫量につき検証を行う。

判定区分	見込収穫量
全 損（損害率100%）	樹園地別基準収穫量×0%
甚 （損害率67～99%）	樹園地別基準収穫量×1%
中 （損害率34～66%）	樹園地別基準収穫量×34%
軽 （損害率1～33%）	樹園地別基準収穫量×67%
無 （無被害～増収率33%）	樹園地別基準収穫量
増 （増収率34%以上）	樹園地別基準収穫量×134%

※ 樹園地別基準収穫量は、基準収穫量を結果樹面積、植栽本数、樹齢等を勘案して樹園地ごとに配分した量

(4) 貯蔵場所調査は次により行うものとする。

ア 組合等は、損害通知のあった組合員等の貯蔵場所の全てについて果実の貯蔵状況を調査する。

イ アの調査により共済事故以外の原因により腐敗した果実、す上がりした果実等がある場合は、これを見積もり、組合員等ごとにこの数量を取りまとめ、分割減収量とする。

(5) 組合等は、損害評価会の審議の参考とするため、必要に応じ、損害評価会の委員に見回り調査を行わせるものとする。

2 半相殺減収総合方式

(1) 農家申告抜取調査は次により行うものとする。

ア 組合等は、農家申告抜取調査に先立って評価担当者を現地に参集し、評価上の諸注意を与えて評価方法の統一を図った後、それぞれの担当する損害評価地区の野帳を配布する。

なお、評価方法の統一に当たっては、災害の種類、被害の程度、品種等を考慮して標準値を設定し、これについて実測を行う等により評価眼の統一を図ることとする。

検見及び実測の方法は、特定組合等以外の組合等にあつては都道府県及び都道府県連合会が指導する方法により、特定組合等にあつては都道府県が指導する方法により行うものとする。この場合、都道府県及び都道府県連合会は、樹園地において研修会等を行い組合等の評価技術の向上及びその統一に努めるものとする。

イ 農家申告抜取調査は、損害評価地区内の被害組合員等ごとに、1の(1)の表に基づき、農家申告抜取調査対象樹園地（農家申告抜取調査に係る損害通知のあった樹園地のうち収穫皆無樹園地を除く。以下同じ。）の一部を被害発生状況等を勘案して任意に抽出して行うものとする。ただし、農家申告抜取調査

を2回以上に分けて行う場合は、農家申告抜取調査対象樹園地の一部を各回ごとに1の(1)の表に基づき任意に抽出して行うものとする。なお、収穫皆無樹園地については、全て調査を行うこととする。

ウ 農家申告抜取調査においては、樹園地ごとに検見又は実測の方法により収穫量を見積もるものとする。収穫量は、検見による場合は評価担当者の合議又は投票により決定するものとし、実測による場合は実測値とする。

ただし、実測による場合には、収穫量決定の基礎を野帳の裏面又は別紙に記録するものとする。

なお、当該基礎を別紙に記録した場合は、別紙を野帳と一緒に保管する。また、実測において収穫適期以前に果実重の調査を行った場合には、現地調査要領第2章第2節第4に規定する別表6「果実重肥大推定指数による平均果実重の修正方法」により修正するものとする。

エ 農家申告抜取調査樹園地（農家申告抜取調査対象樹園地のうち検見又は実測により調査を行った樹園地をいう。以下同じ。）について、共済事故以外の原因による減収がある場合には、必ず分割評価を行うものとする。

オ 班長は、現地において樹園地ごとに野帳に必要事項を記録する。この場合、災害の種類は、具体的に記入し、分割評価を行った樹園地については、分割事由と分割割合を記録する。

カ 農家申告抜取調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

キ 特定組合等以外の組合等は、農家申告抜取調査が終了したときは、2日以内に、損害評価地区等ごとに農家申告抜取調査樹園地の総数を都道府県連合会に報告する。

(2) 抜取調査は、損害評価地区を設定して農家申告抜取調査を行った場合において、次のとおり行う。ただし、農家申告抜取調査を実測の方法により行った場合は、抜取調査を省略することができる。

ア 組合等は、農家申告抜取調査終了後、損害評価地区ごとに農家申告抜取調査樹園地のうちから調査樹園地を抽出して抜取調査を行う。

イ 特定組合等は、抜取調査班の調査した地域ごとに、更に調整班により抜取調査を行い、抜取調査班間の均衡調整を図るものとする。ただし、農家申告抜取調査が全て実測の方法により行われている場合、又は抜取調査がおおむね全樹園地にわたり実測されている場合は、調整班による抜取調査を行う必要はない。

ウ 特定組合等以外の組合等は、必要に応じて、抜取調査班の調査した地域ごとに、更に調整班により抜取調査を行い、抜取調査班間の均衡調整を図るものとする。

エ 抜取調査は、1 損害評価地区当たり 9 樹園地を標準として任意に抽出して行うものとする。ただし、抜取調査を 2 回以上に分けて行う場合又は対象樹園地の被害程度又は災害の種類等による階層分けをして行う場合は、各回ごと又は各階層ごとに 5 樹園地を標準として任意に抽出して行う。

オ 抜取調査及びその取りまとめは、現地調査要領により行うものとする。ただし、農家申告抜取調査を実測の方法により行う場合は、これに準じた方法により行うものとする。

カ 抜取調査の結果、農家申告抜取調査において樹園地間の均衡がとれていないと認められ、又は分割評価が適切に行われていないと認められる損害評価地区については、損害評価会の委員は、直ちにその旨を組合等に通知する。

組合等は、この通知を受けた損害評価地区について評価担当者に改めて農家申告抜取調査を行わせるものとする。この場合、原則として当該損害評価地区につき、更に抜取調査を行うものとする。

(3) 土砂流入等により、当該地域で一般的に行われている栽培管理・収穫方法等を勘案して栽培管理・収穫を行わないことが合理的と判断される樹園地（例えば、土中に樹体の大半が埋まり栽培管理・収穫等の対応が困難な場合における樹園地）又は汚泥の流入等に伴い異臭によって出荷できない樹園地については、収穫皆無（被害を受けなかった部分について収穫することが合理的と判断される場合は、当該部分を除き土砂流入等を受けた部分について収穫量 0）として取り扱って差し支えない。

(4) 見回り調査は、全相殺方式における見回り調査に準じて行う。

3 地域インデックス方式

(1) 共済事故確認調査は、組合等が、収穫期において、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、損害通知のあった組合員等の被害樹園地のうち 1 樹園地について、共済事故による損害の発生状況を確認することにより行う。

なお、調査を行った樹園地について損害の発生が確認できなかった場合は、別の被害樹園地につき確認を行う。

(2) 地域インデックス方式における減収量の算定に用いる当年の統計単収は、類区分ごと及び統計単位地域ごとに、損害通知のあった樹園地が属する都道府県別の統計単収とする。

なお、当年産の都道府県別の統計単収が公表されていない場合は、全国の統計単収を用いることとする。

4 災害収入共済方式

(1) 共済事故確認調査は、全相殺方式における共済事故確認調査に準じて行う。

(2) 組合等は、組合員等ごとの収穫量の調査につき、次のア又はイの調査を行う。

ア 出荷数量等調査

出荷数量等調査は、組合員等ごとの基準生産金額を出荷数量等を基礎として設定している場合において行うものとし、次のとおり行う。

(ア) 組合等は、出荷数量等調査に先立って評価担当者に評価上の諸注意を与えた後、野帳を配布する。

(イ) 出荷数量等調査においては、出荷団体等が記録、保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は必要な資料の提示を受けて、出荷数量、品質（※）及び生産金額を調査し、野帳に必要事項を記入する。

※品質

個人ごとの評点評価又は積点評価により果実の品質格付けが行われている場合においては、総評点数又は総積点数、個人ごとに等級・階級別に果実の品質格付けが行われている場合においては、等級又は階級別の出荷数量

(ウ) 評価担当者は、(イ)の調査と併せて出荷団体等が控除した経費の費目が引受時の基準生産金額算定の際の控除費目と同様であるか否かを確認する。

(エ) 出荷団体等から(イ)の帳簿、伝票等又はその他必要な資料の写しの提供を受けられる場合であって、当該写しの内容証明（当該写しが原本と相違ないことにつき当該出荷団体等が証明するものをいう。）が得られるときは、(イ)の規定による必要事項の野帳への記入を省略することができる。

なお、必要事項の野帳への記入を省略した場合は、当該写しを野帳と一緒に保管するものとする。

(オ) 評価担当者は、出荷団体等に出荷したもののほか、自家用又は贈答用等に供した数量が見込まれるときは当該数量等の調査を行い、出荷数量、品質及び生産金額の補正を行う。

(カ) 出荷数量等調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等へ提出する。

イ 青色申告書等調査

青色申告書等調査は、組合員等ごとの基準生産金額を青色申告書等を基礎として設定している場合において行うものとし、全相殺品質方式における青色申告書等調査に準じて収穫量の調査を行うとともに、品質及び生産金額の調査を行う。

ウ 収穫量検証調査

全相殺方式における収穫量検証調査に準じて調査を行う。

エ 貯蔵場所調査

全相殺方式における貯蔵場所調査に準じて調査を行う。

オ 見回り調査

全相殺減収方式及び全相殺品質方式における見回り調査に準じて調査を行う。

第2 都道府県連合会が行う収穫共済の現地評価

都道府県連合会は、収穫共済について次のとおり現地評価を行う。

1 半相殺減収総合方式

(1) 都道府県連合会は、組合等の農家申告抜取調査樹園地（収穫皆無樹園地を除く。）を対象として、原則として組合等の現地調査終了後、組合等ごとに、次のとおり、現地で実測の方法又は実測及び検見の方法により抜取調査を行うものとする（以下、「連合会抜取調査」という。）。

ア 連合会抜取調査は、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとに、地域、収穫時期、災害状況その他の要素によって組合等の野帳を階層に区分し、各階層ごとに実測調査をする樹園地（以下「実測樹園地」という。）を抽出して行うものとする。

ただし、被害の程度が比較的均一な組合等の連合会抜取調査単位については、階層区分を行わなくても差し支えない。

イ 連合会抜取調査の方法（抜取調査対象樹園地数、抜取の方法、抜取調査対象樹園地の実測又は検見の方法等）は、現地調査要領に定めるところによるものとする。ただし、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合はこの限りではない。

ウ 組合等の区域に離島が含まれる場合において、当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行った場合には、連合会抜取調査を省略して差し支えない。

エ 組合等が農家申告抜取調査（収穫期において実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、当該調査をもって連合会抜取調査に代えることができるものとする。

(2) 都道府県連合会は、損害評価会の審議の参考にするために、都道府県連合会の職員及び損害評価員に見回り調査を行わせることができる。また、都道府県連合会が、必要があると認めるときは、損害評価会の委員にも見回り調査を行わせることができる。

見回り調査は、損害評価区域ごとに被害程度の区分を行い、その区分ごとに被害中庸と認められる樹園地を任意に抽出して、検見の方法等により作柄状況等の調査を行うものとし、その結果を記録しておくものとする。

2 全相殺減収方式、全相殺品質方式及び災害収入共済方式

都道府県連合会は、半相殺減収総合方式における見回り調査に準じて見回り調査を行う。

第3 組合等が行う樹体共済の現地評価

組合等は、樹体共済について共済責任期間の終期に、損害通知のあった樹園地について、次のとおり現地評価を行う。

1 全樹園地調査

(1) 組合等は、全樹園地調査に先立って評価担当者を現地に参集させ、評価上の諸注意を与えて評価方法の統一を図った後、それぞれの担当の損害評価地区の野帳を配布する。

なお、評価方法の統一に当たっては、災害の種類、損害の程度、品種、樹齢等を考慮して標準園地を設定し、これについて検見を行うことにより、評価眼の統一を図るものとする。

検見及び実測の方法は、特定組合等以外の組合等にあつては都道府県及び都道府県連合会が指導する方法により、特定組合等にあつては都道府県が指導する方法により行うものとする。この場合、都道府県及び都道府県連合会は、樹園地において研修会等を行い組合等の評価技術の向上及びその統一に努めるものとする。

(2) 全樹園地調査においては、共済事故による損害を受けた果樹が当該組合等の樹体共済に付されていること並びに類区分等ごと、樹齢区分別の果樹ごと及び損害程度別に損害本数を検見により調査する。この場合、損害程度別の損害本数は、評価担当者の合議又は投票により決定するものとする。

損害程度別は、全損（枯死、流失、滅失、埋没及び災害発生以後果実を収穫することができないと見込まれる損傷）及び分損の別とし、分損については損害90%以上、90%未満～80%以上、80%未満～70%以上、70%未満～60%以上、60%未満～50%以上の5区分とする。

また、全樹園地調査に当たって共済事故以外の原因による損害がある場合には、必ず分割評価を行うものとする。

(3) 班長は、樹園地ごとに野帳に必要事項を記録する。この場合において、分割評価を行った樹園地については、分割事由と分割割合を記録する。

(4) 全樹園地調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳を組合等に提出する。

(5) 組合等は、全樹園地調査が終了したときは、速やかに損害評価地区ごとに全樹園地調査の総数を都道府県連合会に報告する。

- (6) 損害評価地区を設定しない場合の全樹園地調査は(1)から(5)までに準じて行うものとする。

2 抜取調査

抜取調査は、損害評価地区を設定して全樹園地調査を行った場合において、次のとおり行う。

- (1) 組合等は、全樹園地調査終了後、損害評価地区ごとに全樹園地調査樹園地のうちから3組合員等の当該樹園地を標準として任意に抽出し、1の(1)から(4)までに準じて抜取調査を行う。
- (2) 抜取調査の結果、全樹園地調査において樹園地間の均衡がとれていないと認められるか、又は分割評価が適切に行われていないと認められる損害評価地区については、損害評価会の委員は、直ちにその旨を組合等に通知する。

組合等は、この通知を受けた損害評価地区について評価担当者に改めて全樹園地調査を行わせるものとする。この場合、原則として当該損害評価地区につき、さらに抜取調査を行うものとする。

第4 都道府県連合会が行う樹体共済の現地評価

都道府県連合会は、樹体共済にあつては、組合等の全樹園地調査樹園地を対象として、原則として組合等の現地評価終了後、組合等ごとに、次のとおり現地で検見の方法により連合会抜取調査による現地評価を行う。

- (1) 連合会抜取調査は、組合等ごとに、組合等の全樹園地調査樹園地のうちから一定数の組合員等の当該樹園地を抽出し、第3の1の(1)から(4)までに準じて抜取調査を行う。
- (2) 連合会抜取調査の方法(抜取調査対象組合員等数、抜取の方法、抜取調査対象樹園地の検見の方法等)は、現地調査要領に定めるところによるものとする。ただし、あらかじめ経営局長の承認を得た方法により行う場合はこの限りでない。
- (3) 組合等が全樹園地調査を行う場合において、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、当該調査をもって連合会抜取調査に代えることができるものとする。

第4節 損害評価高の取りまとめ

第1 組合等

組合等は、損害評価が終了したときは、収穫共済にあつては、類区分ごと及び組合員等ごと(地域インデックス方式にあつては類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごと)に、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類ごと及び組

合員等ごとに、次のとおり損害評価会の意見を聴いて減収量及び生産金額の減少額並びに損害の額を算定し、これに基づき損害の額の認定を行う。

1 減収量（又は減収金額）、生産金額の減少額及び損害の額の算出

(1) 全相殺減収方式の減収量は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により算出する。

ア 細区分が定められていない収穫共済の類区分の場合

$$\text{減収量} = \text{基準収穫量} - \text{実収穫量}$$

イ 細区分が定められた収穫共済の類区分の場合

$$\text{減収金額} = \frac{\text{細区分ごとの基準収穫金額の合計額}}{\text{細区分ごとの実収穫金額の合計額}}$$

$$\text{細区分ごとの基準収穫金額の合計額} = \sum \left[\begin{array}{l} \text{当該細区分に係る} \\ \text{果実の単位当たり} \\ \text{価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該細区分に係る} \\ \text{基準収穫量} \end{array} \right]$$

$$\text{細区分ごとの実収穫金額の合計額} = \sum \left[\begin{array}{l} \text{当該細区分に係る} \\ \text{果実の単位当たり} \\ \text{価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該細区分に係る} \\ \text{実収穫量} \end{array} \right]$$

実収穫量は次のとおりとする。

$$\text{実収穫量} = \text{出荷数量（又は本年収穫量）} + \text{分割減収量}$$

$$\text{分割減収量} = \sum (\text{樹園地ごとの基準収穫量} \times \text{分割割合})$$

a 共済事故確認調査を行った樹園地

共済事故確認調査における当該樹園地の分割割合

b 共済事故確認調査を行っていない樹園地

$$\text{分割割合} = \frac{\sum \left[\begin{array}{l} \text{共済事故確認調査を} \\ \text{行った無被害樹園地} \\ \text{に係る分割割合} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該樹園地に係る樹} \\ \text{園地ごとの基準収穫} \\ \text{量} \end{array} \right]}{\sum \left[\begin{array}{l} \text{共済事故確認調査を行った無被害樹園地に係る} \\ \text{樹園地ごとの基準収穫量} \end{array} \right]}$$

※ 樹園地ごとの基準収穫量は、基準収穫量を結果樹面積、植栽本数、樹齢等を勘案して樹園地ごとに配分した量

※ 共済事故確認調査を2回以上に分けて行った場合、分割割合は各回ごとに作成する。

(2) 全相殺品質方式の減収量は、全相殺減収方式における減収量又は減収金額に準じて算出するものとする。ただし、実収量は品質を加味した実収量とし、次のとおり算出する。

$$\text{品質を加味した実収量} = \text{実収量} \times \text{品質指数}$$

ア 出荷資料により標準収穫量を定めた場合の品質指数

(ア) 細区分が定められていない類区分の場合

次のa又はbにより算出するものとする。

ただし、品質指数の算出が次の方法により難しい場合には、第2章第1の4の(3)のエの規定を準用する。

a 個人ごとに評点評価又は積点評価により果実の品質の格付けが行われている場合

$$\text{品質指数} = \frac{\text{評価年の組合員等の1キログラム(1粒)当たり平均評点数}}{\text{基準年次の地域の1キログラム(1粒)当たり平均評点数}} + \text{分割品質指数}$$

(a) 「評価年の組合員等の1キログラム(1粒)当たり平均評点数」は、収穫共済の類区分ごと及び組合員等ごとに、損害評価年産の出荷実績を用いて次により算出する。

$$\text{評価年の組合員等の1キログラム(1粒)当たり平均評点数} = \frac{\text{評価年の組合員等の総評点数又は総積点数}}{\text{評価年の組合員等の総出荷数量(粒数)}}$$

なお、特定組合等以外の組合等にあつては、評点評価又は積点評価が行われている場合で評価年の評点評価又は積点評価の基礎点数が基準年次と異なるときは、都道府県連合会の指導する方法により修正して行うこと。この場合、都道府県連合会は、指導する方法についてはあらかじめ経営局長と協議するものとする。

また、特定組合等にあつては、評点評価又は積点評価が行われてい

る場合で評価年の評点評価又は積点評価の基礎点数が基準年次と異なるときは、修正して行うこと。この場合、修正の方法についてはあらかじめ経営局長と協議するものとする。

(b) 「基準年次の地域の1キログラム(1粒)当たり平均評点数」は、引受要綱第1章第8節第4の1の(2)のアによって算出された当該地域の当該収穫共済の類区分に係る1キログラム(1粒)当たり平均評点数である。

(c) 「分割品質指数」は、分割品質低下割合(損害がないとした場合の品質程度に対する分割事由による品質低下の程度の割合をいう。以下同じ。)に引受要綱第1章第8節第4の1の(3)の規定に基づく申込者ごとの品質指数を乗じて得た指数をいう。

[例]

① 分割品質低下割合(A) 20%

共済事故確認調査において分割品質低下割合を20%とした。

② 引受けに係る申込者ごとの品質指数(B) 0.70

③ 分割品質指数(C) = (A) × (B)

$$= 0.20 \times 0.70 = 0.14$$

b 個人ごとに等級・階級別に果実の品質の格付けが行われている場合

$$\text{品質指数} = \frac{\text{評価年の組合員等の1キログラム(1粒)当たり平均評点数}}{\text{基準年次の地域の1キログラム(1粒)当たり平均評点数}} + \text{分割品質指数}$$

(a) 「評価年の組合員等の1キログラム(1粒)当たり平均評点数」は、類区分ごと及び組合員等ごとに、損害評価年産の等級・階級別の出荷実績等を用いて次式により算出する。

$$\text{評価年の組合員等の1キログラム(1粒)当たり平均評点数} = \frac{\sum \left[\begin{array}{l} \text{当該地域の基準年} \\ \text{次の等級階級別1} \\ \text{キログラム(1} \\ \text{粒)当たり点数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{評価年の組合員等} \\ \text{の等級・階級別出} \\ \text{荷数量(粒数又は} \\ \text{割合)} \end{array} \right]}{\text{評価年の組合員等の総出荷数量(粒数又は割合)}}$$

「当該地域の基準年次の等級・階級別1キログラム(1粒)当たり点数」は、引受要綱第1章第8節第4の1の(2)の地域の1キログラム(1粒)当たり平均評点数の算定のために算出された当該地域の基

準年次の等級・階級別の1キログラム（1粒）当たり点数である。

(b) 「基準年次の地域の区域の1キログラム（1粒）当たり平均評点数」については、aの(b)の規定を準用する。この場合において、「引受要綱第1章第8節第4の1の(2)のア」とあるのは「引受要綱第1章第8節第4の1の(2)のイ」と読み替えるものとする。

(c) 「分割品質指数」は、aの(c)と同じ。

(イ) 細区分が定められた類区分の場合

$$\text{減収金額} = \frac{\text{細区分ごとの基準収穫金額}}{\text{の合計額}} - \frac{\text{細区分ごとの実収穫金額}}{\text{の合計額}}$$

$$\text{細区分ごとの基準} \\ \text{収穫金額の合計額} = \sum \left[\begin{array}{l} \text{当該細区分に係} \\ \text{る果実の単位当} \\ \text{たり価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該細区分に係} \\ \text{る基準収穫量} \end{array} \right]$$

$$\text{細区分ごとの実収} \\ \text{穫金額の合計額} = \sum \left[\begin{array}{l} \text{当該細区分に係} \\ \text{る果実の単位当} \\ \text{たり価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該細区分に係} \\ \text{る品質を加味し} \\ \text{た実収穫量} \end{array} \right]$$

なお、細区分ごとの品質を加味した実収穫量の算出に当たっての品質指数は、細区分ごとに(ア)の品質指数の算出の方法により行う。

また、品質指数の算出が(ア)の品質指数の算出の方法により難しい場合には、(ア)の規定を準用する。

イ 青色申告書等により標準収穫量を定めた場合の品質指数

当該組合員等が当該年産に収穫した当該類区分等に係る果実の品質の程度について、次のとおり算出する。

$$\text{品質} \\ \text{指数} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{当年産の生食} \\ \text{用仕向きの数} \\ \text{量} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当年産の加工} \\ \text{用仕向きの数} \\ \text{量} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{加工用仕向け} \\ \text{の指数} \end{array} \right]}{\text{当年産の生食用仕向きの数量} + \text{当年産の加工用仕向きの数量}}$$

※ 加工用仕向きの指数は、引受要綱第1章第8節第4の2の(4)の加工用向きの指数とする。

(3) 半相殺減収総合方式の減収量は、類区分ごと及び組合員等ごとに、次式に基づき算出する。

ア 細区分が定められていない類区分の場合

$$\text{減収量} = \Sigma (\text{被害樹園地の基準収穫量} - \text{被害樹園地の実収穫量})$$

(ア) 被害樹園地の実収穫量は次のとおりとする。

$$\text{実収穫量} = \text{被害樹園地の見込収穫量} + \text{分割減収量}$$

$$\text{見込収穫量} = \text{修正申告収穫量} \times \text{評価地区ごとの見込収穫量修正率}$$

※1 損害評価地区を定めなかった場合又は収穫皆無樹園地は、当該修正率は1とする。

※2 評価地区ごとの見込収穫量修正率が95%から105%までの範囲内にある場合は、当該修正率は1とすることができる。

(イ) 修正申告収穫量は次のとおりとする。

- a 農家申告抜取調査を行った樹園地
当該調査による当該樹園地の見込収穫量
- b 農家申告抜取調査を行った樹園地以外の樹園地

$$\text{組合員等の申告収穫量} \times \text{修正率}$$

$$\text{修正率} = \frac{\Sigma (\text{当該調査による当該樹園地の見込収穫量})}{\Sigma (\text{当該樹園地の申告収穫量})}$$

※ 農家申告抜取調査を2回以上に分けて行った場合、修正率は各回ごとに作成する。

$$\text{分割減収量} = \text{当該樹園地の樹園地別基準収穫量} \times \text{分割割合}$$

(ウ) 分割割合は次のとおりとする。

- a 農家申告抜取調査を行った樹園地
当該調査による当該樹園地の分割割合
- b 農家申告抜取調査を行った樹園地以外の樹園地

$$\text{分割割合} = \frac{\Sigma \left(\begin{array}{l} \text{当該調査による当該} \\ \text{樹園地の分割割合} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該樹園地の樹園地} \\ \text{別基準収穫量} \end{array} \right)}{\Sigma (\text{当該樹園地の樹園地別基準収穫量})}$$

※ 農家申告抜取調査を2回以上に分けて行った場合、分割割合は各回ごとに作成する。

イ 細区分が定められた類区分の場合

$$\text{減収金額} = \Sigma \left[\begin{array}{r} \text{被害樹園地の細区分} \\ \text{ごとの基準収穫金額} \\ \text{の合計額} \end{array} - \begin{array}{r} \text{被害樹園地の細区分} \\ \text{ごとの実収穫金額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right]$$

$$\begin{array}{l} \text{被害樹園地の細区} \\ \text{分ごとの基準収穫} \\ \text{金額の合計額} \end{array} = \Sigma \left[\begin{array}{r} \text{当該被害樹園} \\ \text{地の当該細区} \\ \text{分に係る果実} \\ \text{の単位当たり} \\ \text{価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{当該被害樹園} \\ \text{地の当該細区} \\ \text{分に係る基準} \\ \text{収穫量} \end{array} \right]$$

$$\begin{array}{l} \text{被害樹園地の細区} \\ \text{分ごとの実収穫金} \\ \text{額の合計額} \end{array} = \Sigma \left[\begin{array}{r} \text{当該被害樹園} \\ \text{地の当該細区} \\ \text{分に係る果実} \\ \text{の単位当たり} \\ \text{価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{当該被害樹園} \\ \text{地の当該細区} \\ \text{分に係る実収} \\ \text{穫量} \end{array} \right]$$

(4) 地域インデックス方式の減収量は、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式に基づき算出する。

$$\text{減収量} = \text{基準収穫量} - \text{収穫量}$$

$$\text{収穫量} = \text{当年産の統計単収} \times \text{樹齢構成係数} \times \text{引受面積}$$

(5) 災害収入共済方式の減収量及び生産金額の減少額は、以下のとおり算出する。

ア 減収量

類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により算出する。

$$\text{減収量} = \text{基準収穫量} - \text{品質を加味した実収穫量}$$

なお、品質を含む実収穫量は(2)に準じて定める。

ただし、品質指数の算定の方法が(2)のア又はイにより難しい場合は、都道府県連合会又は特定組合等があらかじめ経営局長と協議した方法により品質指数の算定を行うことができるものとする。

イ 生産金額の減少額

類区分ごと及び組合員等ごとに、次式に基づき算出する。

$$\text{生産金額の減少額} = \text{共済限度額} - \text{果実の生産金額}$$

ただし、共済事故確認調査により、分割評価を行った組合員等については、果実の生産金額に次により算出した分割減収金額を加えた額をもって果実の生産金額とする。

(ア) 分割減収金額 = 1キログラム当たり果実の生産金額 × 分割減収量

(イ) 1キログラム当たり果実の生産金額 = 果実の生産金額 / 出荷数量

ただし、共済事故確認調査において、分割事由による品質の低下が認められる場合は、次により算出する。

$$1 \text{ キログラム当たり果実の生産金額} = \frac{\text{当該組合員等の属する区域の果実の総生産金額}}{\text{当該組合員等の属する区域の総出荷数量}} \times \text{当該組合員等の品質指数 (※)}$$

(※) 第2章第1の4の(3)の規定により算出した品質指数を適用する。

なお、当該組合員等の品質指数が1より大きい場合は1とする。

なお、当該組合員等において、出荷計画を変更して他の出荷仕向先に出荷したものがあつた場合で当該出荷に係る販売金額が判明しているものはその額を、判明していないものは、1キログラム当たり果実の生産金額(当該組合員等の販売金額が判明していない場合は、上記ただし書きの1キログラム当たり果実の生産金額)に当該出荷数量を乗じて得た金額を当該組合員等の果実の生産金額に加算する。

(6) 樹体共済の樹体損害額は、以下のとおり取りまとめる。

ア 評価地区を設定しなかつた場合

全樹園地調査の損害程度別の損害本数を基にした全損換算本数から、次により組合員等ごとの樹体損害額を取りまとめる。

なお、分割評価を行った組合員等については、樹体損害額から分割損害額を差し引いた額をもって当該組合員等の樹体損害額とする。

$$\text{樹体損害額} = \Sigma \left[\begin{array}{cc} \text{類区分等及び樹齡区分別の果樹ごとの全損換算本数} & \times & \text{類区分等及び樹齡区分別の果樹ごとの1本あたり価額} \end{array} \right]$$

$$\text{類区分等及び樹齡区分別の果樹ごとの全損換算本数} = \text{類区分等及び樹齡区分別の果樹ごとの} \Sigma \left[\begin{array}{cc} \text{損害程度別本数} & \times & \text{損害程度別割合} \end{array} \right]$$

「損害程度別割合」は、第1章第4節第2の1の(3)の表の割合を用いる。

$$\text{類区分等及び樹齡区分別の果樹ごとの1本あたり価額} = \frac{\text{当該類区分等及び樹齡区分別の果樹ごとの価額}}{\text{当該類区分等及び樹齡区分別の果樹の引受本数}}$$

$$\text{当該類区分等及び樹齡区分別の果樹ごとの価額} = \text{当該類区分等及び樹齡区分別の果樹ごとの標準収穫金額} \times \text{当該樹齡区分に係る換算係数}$$

ただし、樹体共済の共済目的の種類たる果樹を災害収入共済方式に付した場合には、類区分等及び樹齡区分別の果樹ごとの価額は次により算定する。

$$\text{当該類区分等及び樹齡区分別の果樹ごとの価額} = \text{当該類区分等及び樹齡区分別の果樹の基準生産金額} \times \text{当該樹齡区分に係る換算係数}$$

この場合の当該類区分等及び樹齡区分別の果樹の基準生産金額とは、組合員等ごとの基準生産金額を当該類区分等及び当該樹齡区分に属する果樹の品種、栽培面積等を勘案して類区分等及び樹齡区分別の果樹ごとに配分して得た金額とする。

イ 評価地区を設定した場合

全樹園地調査の損害程度別の損害本数を基にした全損換算本数から、アの方法に準じて算定した損害の額に当該評価地区に係る修正率を乗じて分割評価を行った組合員等については、修正率を乗じた後、分割損害額を差し引いた組合員等ごとの損害の額を取りまとめる。この場合の修正率の適用については、その適用すべき修正率が95%から105%までの範囲内にある場合は、全樹園地調査の損害の額を修正しなくてもよい。

評価地区ごとの修正率は次により算定する。

$$\text{評価地区ごとの修正率} = \frac{\text{評価地区ごとの抜取調査の対象となった組合員等の抜取調査による損害の額の合計}}{\text{評価地区ごとの抜取調査の対象となった組合員等の全樹園地調査による損害の額の合計}} \times 100 \cdots (A)$$

なお、上記の式の損害の額において、分割評価を行った組合員等については

分割損害額を差し引かない損害額とする。

2 損害割合又は損害額の割合

- (1) 収穫共済における損害割合について、組合等は、類区分ごと及び組合員等ごと（地域インデックス方式にあっては、収穫共済の類区分ごと及び統計単位地域ごと）に取りまとめを次により行うものとする。

$$\text{損害割合} = \frac{\text{減収量（又は減収金額）}}{\text{基準収穫量（又は基準収穫金額）}}$$

この場合において、1%未満の端数は四捨五入するものとするが、1%未満の端数整理を行う前の損害割合が支払開始割合を超え、0.5%未満の範囲のものにあっては、四捨五入せず、支払開始割合に0.25%を加えて取りまとめる。

- (2) 樹体共済における損害額の割合について、組合等は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、1により取りまとめた損害の額の引受要綱第1章第10節第2の2により算定された当該組合員等に係る共済価額に対する割合（以下「損害額の割合」という。）を算定してこれを取りまとめる。この場合において1%未満の端数は、四捨五入するものとする。

ただし、損害の額が10万円を超え、かつ、損害額の割合が0.5%未満の場合にあっては、当該数値の最初の0以外の数字の次位の数字を四捨五入して取りまとめる。

3 損害の額の算定

1及び2により算定した減収量、生産金額の減少額又は樹体損害額及び損害割合又は損害額の割合に基づき、共済金の支払見込額である損害の額を第1章第4節第1の2及び同第2の2により算定する。

4 損害評価会に対する諮問

組合等は、3により算定した共済金の支払見込額である損害の額を認定するため、次の事項について損害評価会に諮問を行う。

ア 全相殺減収方式及び全相殺品質方式

- (ア) 共済金支払対象組合員等ごとの減収量（又は減収金額）、分割減収量、損害割合及び損害の額（共済金支払見込額）（全相殺品質方式にあっては、上記事項のほか品質指数及び分割品質指数）

なお、共済金支払対象組合員等が著しく多数の場合は、共済金支払対象組合員等ごとでなく、字等の地域単位に取りまとめて差し支えない。

(イ) (ア) の事項についての組合等の合計又は平均値

ただし、全相殺品質方式における品質指数の平均値は次により算定する。

$$\text{品質指数の平均値} = \frac{\text{共済金支払対象組合員等の品質を加味した実収穫量（又は実収穫金額）の合計}}{\text{共済金支払対象組合員等の実収穫量（又は実収穫金額）の合計}}$$

(ウ) その他審査に必要な事項

イ 半相殺減収総合方式

(ア) 評価地区を設定しなかった場合

a 共済金支払対象組合員等ごとの減収量（又は減収金額）、分割減収量、損害割合及び損害の額（共済金支払見込額）

b a の事項についての組合等の合計又は平均値

c その他審査に必要な事項

(イ) 評価地区を設定した場合

a 評価地区ごとの共済金支払対象組合員等数及び (ア) の a の事項の合計又は平均値

b 評価地区ごとの見込収穫量修正率及び当該修正率の算出経緯並びに a の事項に係る修正後の数値

ウ 地域インデックス方式

(ア) 共済金支払対象組合員等ごと及び統計単位地域ごとの被害面積及び減収量の組合等の合計

(イ) 損害の額（共済金支払見込額）

(ウ) その他審査に必要な事項

エ 災害収入共済方式

(ア) 共済金支払対象組合員等ごとの減収量、分割減収量、生産金額の減少額、分割減収金額、品質指数、損害割合及び損害の額（共済金支払見込額）

なお、共済金支払対象組合員等が著しく多数の場合は、共済金支払対象組合員等ごとでなく、字等の地域単位に取りまとめて差し支えない。

(イ) (ア) の事項についての組合等の合計又は平均値

ただし、この場合の品質指数の平均値は次により算定する。

$$\text{品質指数の平均値} = \frac{\text{共済金支払対象組合員等の品質を加味した実収穫量（又は実収穫金額）の合計}}{\text{共済金支払対象組合員等の実収穫量（又は実収穫金額）の合計}}$$

(ウ) その他審査に必要な事項

5 損害評価会の答申

損害評価会は、4のアからエまでに掲げる事項につき審議し、その結果を組合等に答申する。

6 特定組合等以外の組合等における損害の額の当初認定及び当初評価高の報告

(1) 特定組合等以外の組合等は、5の答申があった場合は、その内容について検討、参酌の上、下表に基づき損害を認定する。

当該組合等は、この認定した損害の額を連合会認定区分ごとに合計し、都道府県連合会に報告するものとする（様式第15-1号、第15-2号及び第30号）。

	引受方式	認定単位	算定事項	認定事項
収 穫 共 済	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺減収総合方式	組合員等ごと	減収量	共済金支払見込額である損害の額
	地域インデックス方式	組合員等ごと及び統計単位地域ごと	減収量	
	災害収入共済方式	組合員等ごと	生産金額の減少額	
樹体共済		組合員等ごと	樹体損害額	

(2) 連合会認定区分を、特定組合等以外の組合等が定める場合には、都道府県連合会と協議を行うこととする。

7 特定組合等における損害の額の当初認定

特定組合等は、5の答申があった場合は、その内容について検討、参酌の上、6の(1)の表に基づき損害を認定する。

8 特定組合等の損害の額の認定申請及び特定組合等当初評価高の報告

(1) 特定組合等は、政府保険認定区分ごとに、共済金の総額が当該区分に係る通常責任共済金額を超える区分（「異常災害政府保険認定区分」という。以下同じ。）については、農林水産大臣に対し、損害の額の認定を申請するとともに、異常災害政府保険認定区分以外の政府保険認定区分（以下「通常災害政府保険認定区分」という。）ごとの認定に係る組合員の数又は樹園地の面積、減

収量又は生産金額の減少額並びに損害の額について、農林水産大臣に報告する（様式第17-1号及び第17-2号）。

(2) 特定組合等は、政府保険認定区分を定めた場合には、経営局長に報告するものとする。

(3) 政府保険認定区分に係る通常責任共済金額は、政府保険認定区分ごとに、次式に基づき算出する。

$$\text{政府保険認定区分に係る通常責任共済金額} = \Sigma \left[\begin{array}{l} \text{共済掛金区分等ごと} \\ \text{及び危険段階ごとの} \\ \text{共済金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{危険段階別果} \\ \text{樹通常標準被} \\ \text{害率} \end{array} \right]$$

(4) 特定組合等は、果樹政府保険区分ごとに、被害が僅少な場合その他の当該果樹政府保険区分に係る保険金が支払われないと見込まれる場合は、当該果樹政府保険区分に属する異常災害政府保険認定区分について、農林水産大臣に対する認定の申請を省略し、農林水産大臣への報告のみとして差し支えない。

第2 都道府県連合会

都道府県連合会は、組合等ごとの共済金支払見込額となる損害の額を、連合会認定区分ごとに、次の1から5までに基づき取りまとめ、組合等ごと及び連合会認定区分ごとに認定する。

1 組合等の見込収穫量修正率及び損害額修正率の算定並びに損害額の取りまとめ

(1) 半相殺減収総合方式及び樹体共済については、以下により損害の額を取りまとめるものとする。

ア 修正率の算定

(ア) 半相殺減収総合方式

都道府県連合会は、現地調査要領の定めるところにより、見込収穫量修正率を算定するとともに、共済金支払見込額である損害の額を取りまとめる。

(イ) 樹体共済

都道府県連合会は、現地調査要領の定めるところにより、損害額修正率を算定し、共済金支払見込額である損害の額を取りまとめる。

イ 減収量及び損害の額の算定

アの結果、見込収穫量（樹体共済にあっては、樹体損害額）を修正する必要があるときは、都道府県連合会は当該修正率等を組合等に提示して、これを修正させるとともに、当該見込収穫量に基づき損害の額を算定させ、組合員等ごと及び連合会認定区分ごとの共済金支払対象組合員等の数又は樹園地の

面積、減収量及び損害の額（樹体共済にあっては、樹体損害額）を都道府県連合会に報告させる。

この場合の修正率の適用については、その適用すべき修正率が95%から105%までの範囲内にある場合は、全園地調査の見込収穫量（樹体共済にあっては、樹体損害額）を修正しなくてよい。

ただし、上記の方法で見込収穫量又は損害の額を修正することが適当でないと思われるときは、当該修正率等を適用して修正した組合等ごと及び連合会認定区分ごとの減収量又は損害の額が修正前の減収量又は損害の額を超えないよう、損害評価会に諮って適宜修正方法を定めて、見込収穫量を修正することができることとする。

- (2) 全相殺減収方式、全相殺品質方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式については、組合等から提出のあった組合等当初評価高報告書に基づき、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの共済金支払見込額である損害の額（災害収入共済方式にあっては、生産金額の減少額及び損害の額）を取りまとめる。

2 損害評価会に対する諮問

都道府県連合会は、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの損害の額を認定するため、1により取りまとめた減収量又は生産金額の減少額及び損害の額を、その資料とともに損害評価会に提出して、その意見を求める。

3 損害評価会の答申

損害評価会は、2により提出された資料を基礎とし、見回り調査を行った場合は、その結果も参考として都道府県連合会案について審議し、その結果を都道府県連合会に答申する。

4 損害の額の当初認定

都道府県連合会は、損害評価会の答申があった場合には、その内容について検討、参酌の上、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの損害の額を認定する。

なお、2により諮問した都道府県連合会案を修正して認定する場合は、減収量又は生産金額の減少額の都道府県合計は、1により算定した減収量又は生産金額の減少額の合計を上回ってはならないものとする。

5 損害の額の認定申請

- (1) 都道府県連合会は、政府再保険認定区分ごとに、当該区分ごとの損害の額が当該区分に係る通常責任共済金額を超えると認める政府再保険認定区分（以下「異常災害政府再保険認定区分」という。）については、農林水産大臣に対

し、損害の額の認定を申請するとともに異常災害政府再保険認定区分以外の政府再保険認定区分（以下「通常災害政府再保険認定区分」という。）ごとの4により認定した損害の額（以下「連合会当初評価高」という。）について、農林水産大臣に報告する（様式第16－1号、第16－2号、第16－3号、第16－4号及び第31号）。

- (2) 都道府県連合会は、政府再保険認定区分を定めた場合には、経営局長に報告するものとする。
- (3) 政府再保険認定区分に係る通常責任共済金額は、政府再保険認定区分ごとに、次式に基づき算出する。

$$\text{政府再保険認定区分に係る通常責任共済金額} = \Sigma \left[\begin{array}{l} \text{共済掛金区分等ごと} \\ \text{及び危険段階ごとの} \\ \text{共済金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{危険段階別果樹} \\ \text{通常標準被害率} \end{array} \right]$$

- (4) 都道府県連合会は、果樹政府再保険区分ごとに、被害が僅少な場合その他の当該果樹政府再保険区分に係る再保険金が支払われないと見込まれるときは、当該果樹政府再保険区分に属する異常災害政府再保険認定区分について、農林水産大臣に対する認定の申請を省略し、農林水産大臣への報告のみとして差し支えない。

第5節 損害評価高の決定

第1 都道府県連合会

都道府県連合会は、次のとおり組合等ごと及び連合会認定区分ごとの損害の額を最終的に認定する。

1 通常災害政府再保険認定区分に係る損害の額

通常災害政府再保険認定区分に属する組合等ごとの連合会認定区分については、連合会当初評価高どおり組合等ごと及び連合会認定区分ごとにその損害の額を認定し、その旨を損害評価会に報告するとともに、当該認定に係る減収量又は生産金額の減少額及び損害の額を組合等に通知する。

2 異常災害政府再保険認定区分に係る損害の額

異常災害政府再保険認定区分に属する組合等ごとの連合会認定区分については、次のとおり損害の額を認定し、これを損害評価会に報告するとともに、当該認定に係る減収量又は生産金額の減少額並びに損害の額を組合等に通知する。

- (1) 連合会当初評価高のとおり農林水産大臣の認定を得た場合には、組合等ごと及び連合会認定区分ごとにその損害の額を認定する。

- (2) 農林水産大臣の認定を受けられなかった場合は、損害評価会の意見を聴いて、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの減収量又は生産金額の減少額並びに損害の額を修正し、改めて、農林水産大臣に損害の額の認定を申請する。

第2 特定組合以外の組合等

1 組合等当初評価高どおりの最終認定

特定組合等以外の組合等は、第1により都道府県連合会が認定した損害の額に係る減収量又は生産金額の減少額と組合等当初評価高におけるそれを比較し、修正する必要がないときは、そのまま損害の額を認定し、損害評価会に報告する。

2 組合等当初評価高を修正する最終認定

特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会が認定した損害の額に係る減収量又は生産金額の減少額と組合等当初評価高におけるそれを比較し、修正する必要があるときは、都道府県連合会が認定した損害の額に係る減収量又は生産金額の減少額を超えないよう、都道府県連合会から提示された修正率を農家申告抜取調査対象樹園地又は全樹園地調査の対象樹園地ごとに一律に適用して組合等当初評価高における減収量又は生産金額の減少額を認定し、損害の額を認定する。

ただし、この場合、一律に修正することが妥当でないと認められるときは、損害評価会に諮って適宜修正方法を定めて修正することができることとする。

第3 特定組合等

特定組合等は、次のとおり政府保険認定区分ごとの損害の額を最終的に認定する。

1 通常災害政府保険認定区分に係る損害の額

組合等当初評価高のとおりその損害の額を認定し、その旨を損害評価会に報告する。

2 異常災害政府保険認定区分に係る損害の額

次のとおり損害の額を認定し、これを損害評価会に報告する。

(1) 組合等当初評価高のとおり農林水産大臣の認定を得た場合には、政府保険認定区分ごとにその損害の額を認定する。

(2) 農林水産大臣の認定を受けられなかったときは、損害評価会の意見を聴いて、政府保険認定区分ごとの減収量又は生産金額の減少額並びに損害の額を修正し、改めて、農林水産大臣に損害の額の認定を申請する。

第6節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会における共済金及び保険金の仮渡し

1 再保険金の概算払を受けない場合

(1) 組合等は、以下により共済金の仮渡しを行う。

ア 組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を都道府県連合会に連絡し、その同意を得て、収穫共済にあつては類区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害又は共済限度額割合ごと、樹体共済にあつては共済目的の種類ごとに、仮渡実施被害割合（組合等が共済金の仮渡しの対象となるその前に損害の割合を任意に定めたものをいう。以下同じ。）を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から損害通知書を提出させる（様式例第5-1号、第5-4号及び第24号）。

イ 組合等は、この通知書の提出を受けた後、第3節第1に準じて現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめ（損害評価会への諮問を除く。以下（1）において同じ。）を行う。

ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りではない。

ウ 組合等は、全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式において、次の（ア）又は（イ）の方法により現地評価及び損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ都道府県連合会が経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

（ア）全相殺減収方式

出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査（これらの調査によることが困難である場合は、a又はbの調査）により現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

a 損害通知のあった組合員等の樹園地について、第3節第1の2の検見又は実測の方法により行う調査

b 組合員等から提出させた農産物受払帳等により収穫量を把握する方法による調査

（イ）全相殺品質方式及び災害収入共済方式

出荷数量等調査又は青色申告書等調査（これらの調査によることが困難である場合は、aからcまでのいずれかの調査）により現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

a 損害通知のあった組合員等の樹園地について、第3節第1の2の検見又は実測の方法により行う調査により把握した品種別の収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査

b 出荷団体等が保管する帳簿の閲覧等により把握した品種別の収穫量の

全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査

- c 組合員等から提出させた農産物受払帳等により把握した品種別の収穫量の全てを生食用仕向けの数値として取り扱う方法による調査

(2) 都道府県連合会は、以下により組合等に保険金の仮渡しを行う。

ア 都道府県連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、(1)のアの損害通知のあった組合員等について、第3節第2又は第4に準じて現地評価を行い、第4節第2に準じて損害評価高の取りまとめ(損害評価会への諮問を除く。以下(2)において同じ。)を行うものとする。ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。

イ 都道府県連合会は、全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式において、次の(ア)又は(イ)の方法により現地評価及び取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

(ア) 全相殺減収方式

組合等における現地評価について、出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査(これらの調査によることが困難な場合であって、(1)のウの(ア)のaにより行ったときは、連合会抜取調査)により現地評価を行い、損害評価高の取りまとめは第4節第2に準じて行う。

(イ) 全相殺品質方式及び災害収入共済方式

組合等の現地評価について、出荷数量等調査又は青色申告書等調査(これらの調査によることが困難な場合であって、(1)のウの(イ)のaにより行ったときは、連合会抜取調査により把握した品種別の収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査)により現地評価を行い、第4節第2に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

2 再保険金の概算払を受ける場合

(1) 都道府県連合会は、果樹再保険区分ごとに、次のアからエまでの損害が見込まれる場合に再保険金の概算払を受けることができる。

ア 全相殺減収方式又は全相殺品質方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、その組合員等の基準収穫量の5割以上の損害

イ 半相殺減収総合方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、その組合員等の基準収穫量の6割以上の損害

ウ 樹体共済

樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、その組合員等の共済価

額の5割以上の損害

エ 災害収入共済方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、その年産の果実の収穫が皆無となった損害
(2) 都道府県連合会が保険金の仮渡しをするため、再保険金の概算払を受ける必要がある場合は、次のとおり損害評価を行う。ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、この限りではない。

ア 組合等における損害評価

(ア) 組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を都道府県連合会に連絡し、その同意を得て、収穫共済にあつては類区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合又は共済限度額割合ごと、樹体共済にあつては共済目的の種類ごとに、仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から損害通知書を提出させる（様式例第5-1号、第5-4号及び第24号）。

(イ) 組合等は、損害通知書の提出を受けた後、第3節第1又は第3に準じて現地評価（出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査によることが困難な場合は、1の(1)のウの(ア)のa若しくはb又は(イ)のaからcまでのいずれかの調査）を行うとともに、その他の第1章第4節第1又は第2に定める損害があつたと認められる組合員等についてその被害の概況を調査し、第4節第1に準じてその結果を仮損害評価書に定める事項について取りまとめ（損害評価会への諮問を除く。以下(2)において同じ。）、都道府県連合会に提出する（様式第21-2号及び第32号）。

(ウ) 組合等は、都道府県連合会があらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を、別に定めた場合は、当該方法によることができる。

イ 都道府県連合会

(ア) 都道府県連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、アの損害通知のあつた組合員等について、第3節第2又は第4に準じて現地評価（組合等における現地評価について、出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査によることが困難な場合であつて、組合等が1の(1)のウの(ア)のa又は(イ)のaの調査により現地評価を行ったときは、連合会抜取調査）を行うとともに、その他の第1章第4節第1又は第2に定める損害があつたと認められる組合員等について、その被害の概況を調査し、第4節第2に準じてその結果を仮損害評価書に定める事項について取りまとめる。また、保険金の仮渡しを行わない組合等については、仮損害評価書に準じて被害の状況を取りまとめる（様式第22-3

号)。

(イ) 都道府県連合会は、あらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を、別に定めた場合は、当該方法によることができる。

第7節 特定組合等が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価

1 保険金の概算払を受けない場合

特定組合等は、保険金の概算払を受けないで共済金の仮渡しをしようとする場合は、次のとおり損害評価を行う。ただし、既に組合員から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りではない。

ア 特定組合等は、組合員に、仮渡しの対象とする収穫共済にあつては類区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごと若しくは共済限度額割合ごと、樹体共済にあつては共済目的の種類ごとに、仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から損害通知書を提出させる(様式例第5-1号、第5-4号及び第24号)。

イ 特定組合等は、この通知書の提出を受けた後、第3節第1又は第3に準じて現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめ(損害評価会への諮問を除く。以下1において同じ。)を行う。

ウ 特定組合等は、全相殺減収方式、全相殺品質方式又は災害収入共済方式において、次の(ア)又は(イ)の方法により現地評価及び損害評価高の取りまとめを行うことができる。また、あらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

(ア) 全相殺減収方式

出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査(これらの調査によることが困難である場合は、a又はbの調査)により現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

a 損害通知のあった組合員等の樹園地について、第3節第1の2の検見又は実測の方法により行う調査

b 組合員等から提出させた農産物受払帳等により収穫量を把握する方法による調査

(イ) 全相殺品質方式及び災害収入共済方式

出荷数量等調査又は青色申告書等調査(これらの調査によることが困難である場合は、aからcまでのいずれかの調査)により現地評価を行い、第4節第1に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

a 損害通知のあった組合員等の樹園地について、第3節第1の2の検見

又は実測の方法により行う調査により把握した品種別の収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査

b 出荷団体等が保管する帳簿の閲覧等により把握した品種別の収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査

c 組合員等から提出させた農産物受払帳等により把握した品種別の収穫量の全てを生食用仕向けの数値として取り扱う方法による調査

2 保険金の概算払を受ける場合

(1) 特定組合等は、果樹政府保険区分ごとに、次のアからエまでの損害が見込まれる場合に保険金の概算払を受けることができる。

ア 全相殺減収方式又は全相殺品質方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、その組合員等の基準収穫量の5割以上の損害

イ 半相殺減収総合方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、その組合員等の基準収穫量の6割以上の損害

ウ 樹体共済

樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、その組合員等の共済額の5割以上の損害

エ 災害収入共済方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、その年産の果実の収穫が皆無となった損害

(2) 特定組合等が共済金の仮渡しをするため、保険金の概算払を受ける必要がある場合は、次のとおり損害評価を行う。ただし、既に組合員から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。

ア 特定組合等は、組合員等に仮渡しの対象とする収穫共済にあっては類区分ごと、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごと又は共済限度額割合ごと、樹体共済にあっては種類ごとに、仮渡実施被害割合を通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から損害通知書を提出させる（様式例第5-1号、第5-4号及び第24号）。

イ 特定組合等は、損害通知書の提出を受けた後、第3節第1又は第3に準じて現地評価（出荷数量等調査、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査によることが困難な場合は、1のウの（ア）のa若しくはb又は（イ）のaからcまでのいずれかの調査）を行うとともに、その他の第1章第4節第1又は第2に定める損害があったと認められる組合員について、その被害の状況を調査し、第4節第1（損害評価会への諮問を除く。以下（2）において同じ。）に

準じてその結果を仮損害評価書に定める事項について取りまとめる（様式第21－2号及び第32号）。

ウ 特定組合等は、あらかじめ経営局長の承認を得て現地評価及び損害評価高の取りまとめ方法を別に定めた場合は、当該方法によることができる。

第4章 請求の手続

第1節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会における保険金又は再保険金の請求の手続

第1 保険金の請求手続

1 支払共済金の額の決定

特定組合等以外の組合等は、組合員等ごと（地域インデックス方式にあつては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）の損害の額が決定したときは、共済金支払の免責事由のある組合員等について、理事会の議決を経て、その免責の額を決定し、損害の額からこれを差し引いて、支払共済金の額を算定する。

2 保険金の請求

特定組合等以外の組合等は、組合員等ごと（地域インデックス方式にあつては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）の支払共済金が決定したときは、これを果樹連合会保険区分ごとに集計し、支払を受けるべき保険金の額を算定し、都道府県連合会に保険金の請求を行う（様式第18号）。

ただし、保険金を算定する場合は、その算定の基礎となる支払共済金には免責した共済金を含めないものとする。

第2 再保険金の請求手続

1 保険金請求の検討及び支払保険金の決定

都道府県連合会は、組合等から保険金請求書の提出があつたときは、損害の額及び請求のあつた保険金の額につき検討をした上で、果樹連合会保険区分ごとに支払保険金の額を決定する。なお、この場合、免責事由のある果樹連合会保険区分については、理事会の議決を経て、保険金支払の免責の額を決定しこれを差し引くものとする。

2 損害評価書の作成

都道府県連合会は、1の支払保険金の額に基づき、果樹再保険区分ごとに、再保険金の金額の算出の基礎を記載した損害評価書を作成する（様式第19－2号、第19－3号）。

3 支払再保険金の算定及び請求

都道府県連合会は、果樹再保険区分ごとに、支払を受けるべき再保険金の額（災害収入共済方式においては再保険金支払限度額（規則第213条第2項の規定により農林水産大臣が定める金額をいう。）を限度とする。）を算出し、組合等ごと及び異常災害連合会保険区分（その果樹連合会保険区分に係る支払共済金はその果樹連合会保険区分に係る果樹通常責任共済金額（果樹連合会保険区分ごとに、「 Σ （共済掛金区分等ごと及び危険段階ごとの共済金額×危険段階別果樹通常標準被害率）」により算出する。）を超えることとなる果樹連合会保険区分をいう。以下同じ。）ごとの保険金請求書及び損害評価書を添付して、果樹再保険区分ごとに農林水産大臣に再保険金の請求を行う（様式第19-1号）。ただし、再保険金を算定する場合は、その基礎となる支払保険金には免責した保険金を含まないものとする。

なお、再保険金の請求を行わない場合も、果樹再保険区分ごとに全ての支払保険金の額を決定したときは、損害評価書と併せて、組合等ごと及び異常災害連合会保険区分ごとの保険金請求書を取りまとめて経営局長に提出するものとする。

第2節 特定組合等における保険金の請求手続

1 支払共済金の額の決定

特定組合等以外の組合等における支払共済金の額の決定に準じて行う。

2 損害評価書の作成

特定組合等は、1の支払共済金の額に基づき、果樹政府保険区分ごとに、保険金の金額の算出の基礎を記載した損害評価書を作成する（様式第20-2号及び第20-3号）。

3 支払保険金の算定及び請求

特定組合等は、果樹政府保険区分ごとに、支払を受けるべき保険金の額（災害収入共済方式においては、保険金支払限度額（規則第234条の規定により読み替えて準用する規則第213条第2項の規定により農林水産大臣が定める金額をいう。）を限度とする。）を算出し、損害評価書を添付して、果樹政府保険区分ごとに農林水産大臣に保険金の請求を行う（様式第20-1号）。

ただし、保険金を算定する場合は、その基礎となる支払共済金には免責した共済金を含まないものとする。

なお、保険金の請求を行わない場合も、果樹政府保険区分ごとに全ての支払共済金の額を決定したときは、損害評価書を経営局長に提出するものとする（様式第20-2号及び第20-3号）。

第3節 保険金又は共済金の支払

1 保険金の支払

- (1) 都道府県連合会は、組合等から保険金の請求を受けた場合は、内容を審査の上、速やかに保険金を組合等に支払うものとする。なお、再保険金の支払を受けた上で保険金の支払を行う場合には、再保険金の支払を受けた後、速やかに保険金を組合等に支払うものとする。
- (2) 都道府県連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、組合等ごとに、保険金の支払額及び減収量、減収金額若しくは生産金額の減少額又は損害の額を公告するものとする。

2 共済金の支払

- (1) 組合等は、共済金の支払額が確定したときは、事業規程等の定めるところにより、共済金を組合員等に支払うものとする。
- (2) 組合等は、共済金の振込後遅滞なく、当該組合員等に対して支払通知書を発行しなければならない。

第4節 特定組合等以外の組合等及び都道府県連合会の保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求を行う場合の手続

1 保険金仮渡し請求額の算定と保険金仮渡し請求書の提出

- (1) 特定組合等以外の組合等は都道府県連合会から保険金の仮渡しを受けようとするときは、共済金の仮渡しのために行った損害評価の結果を第3章第4節に準じて、仮損害評価高として取りまとめる。

ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、当該損害評価結果に基づき、仮損害評価高を取りまとめる。

- (2) 特定組合等以外の組合等は、(1)の仮損害評価高に基づき、組合員等ごと（地域インデックス方式にあつては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）に支払共済金及びこれに基づき支払を受けるべき保険金の額を果樹連合会保険区分ごとに算定するとともに、仮損害評価書を作成し、都道府県連合会に保険金仮渡し請求書を提出する（様式第21-1号）。

2 保険金仮渡し額の決定

都道府県連合会は、組合等から保険金仮渡しの請求があつたときは、都道府県連合会の仮損害評価高により組合等ごと及び果樹連合会保険区分ごとの保険金仮渡し額を決定する。

3 仮渡しの条件

都道府県連合会は、保険金の仮渡しを行うに当たって必要のある場合には、組合等に対し、共済金の仮渡し方法につき条件を付することができる。

4 再保険金概算払請求書の添付書類

都道府県連合会は、農林水産大臣に再保険金の概算払の請求をするときは、保険金の仮渡しを受けようとする組合等についての仮損害評価書並びに当該組合等から提出された保険金仮渡し請求書及び仮損害評価書を添付する（様式第 21-1 号及び第 21-2 号）。

5 保険金又は再保険金の請求

保険金の仮渡しを受けた特定組合等以外の組合等又は再保険金の概算払を受けた都道府県連合会は、損害評価高が確定した場合には、第 1 節第 1 又は第 2 に従って損害評価書を作成し、保険金の請求又は再保険金の請求を行うものとする（様式第 18 号又は第 19-1 号）。

6 保険金仮渡し結果の報告

都道府県連合会は、保険金の仮渡しをした場合は、速やかに仮渡し組合等名、仮渡し対象面積又は仮渡し対象組合員等数、仮渡し保険金の額及び災害の種類を経営局長に報告するものとする。

第 5 節 特定組合等による共済金の仮渡し及び保険金の概算払の請求を行う場合の手続

1 保険金概算払請求額の算定と保険金概算払請求書の提出

(1) 特定組合等は、農林水産大臣に保険金の概算払の請求をするときは、共済金の仮渡しのために行った損害評価の結果を第 3 章第 4 節に準じて、仮損害評価高として取りまとめる。

ただし、既に組合員から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、当該損害評価結果に基づき、仮損害評価高を取りまとめる。

(2) 特定組合等は、(1) の仮損害評価高に基づき、組合員ごと（地域インデックス方式にあつては、組合員ごと及び統計単位地域ごと）に支払共済金及びこれに基づき支払を受けるべき保険金の額を果樹政府保険区分ごとに算出するとともに、仮損害評価書を作成し、農林水産大臣に保険金概算払請求書を提出する（様式第 23 号）。

2 保険金の請求

保険金の概算払を受けた特定組合等は、損害評価高が確定した場合には、第 2 節

に従って損害評価書を作成し、保険金の請求を行うものとする（様式第 20－1 号）。

3 共済金仮渡し結果の報告

特定組合等は、共済金の仮渡しをした場合は、速やかに仮渡し対象面積又は仮渡し対象組合員数、仮渡し共済金の額及び災害の種類を経営局長に報告するものとする。

損害評価関係書類様式目録

	項目	書類名	様式番号	提出先	備考		
組合員等	損害通知	収穫共済 損害通知書兼損害評価野帳(全相殺減収方式・全相殺品質方式・地域インデックス方式・災害収入共済方式)	様式例第5-1号	組合等			
		収穫共済 半相殺減収総合方式 損害通知書兼損害評価野帳	様式例第5-4号	組合等			
		樹体共済 組合員等損害通知書兼損害評価野帳(全樹園地調査・抜取調査)	様式例第24号	組合等			
特定組合等 以外の組合 等	基準収穫量	収穫共済 全相殺減収方式・全相殺品質方式 基準収穫量設定経過表	様式例第1-1号				
		収穫共済 半相殺減収総合方式 基準収穫量設定経過表	様式例第1-2号				
		収穫共済 災害収入共済方式 基準収穫量設定経過表	様式例第1-3号				
		基準収穫量設定指数表	様式例第2号	都道府県連合会			
		収穫共済 全相殺減収方式・全相殺品質方式・半相殺方式・地域インデックス方式 基準収穫量設定結果報告書	様式第3-1号	都道府県連合会、(都道府県)、農林水産省	作成したときに 提出		
		収穫共済 災害収入共済方式 基準収穫量設定結果報告書	様式第3-2号	都道府県連合会、(都道府県)、農林水産省			
	現地評価(損害 発生通知及び取 りまとめを含む)	現地評価	収穫共済 損害通知書兼損害評価野帳(全相殺減収方式・全相殺品質方式・地域インデックス方式・災害収入共済方式)	様式例第5-1号			
			収穫共済 全相殺減収方式・全相殺品質方式 損害評価野帳(出荷数量等調査・青色申告書等調査・確定申告関係書類 調査)	様式例第5-2号			
			収穫共済 災害収入共済方式 損害評価野帳(出荷数量等調査・青色申告書等調査)	様式例第5-3号			
			収穫共済 半相殺減収総合方式 損害通知書兼損害評価野帳	様式例第5-4号			
			収穫共済 半相殺減収総合方式 損害評価野帳(農家申告抜取調査(実測調査)・抜取調査)	様式例第5-5号			
			樹体共済 組合員等損害通知書兼損害評価野帳(全樹園地調査・抜取調査)	様式例第24号			
				収穫共済 半相殺減収総合方式 損害評価取りまとめ表	様式例第8-1号		
				収穫共済 半相殺減収総合方式 組合等抜取調査野帳取りまとめ(平均修正率計算表)	様式例第9号		
				組合員等別計算表(地域インデックス方式)	様式例第10号		
				樹体共済 組合等抜取調査野帳取りまとめ表(平均修正率計算表)	様式例第25号		
		樹体共済 損害評価取りまとめ表	様式例第26-1号				
	損害通知	速報	果樹共済 損害通知書(速報)	様式第13号	都道府県連合会、地方農政局統計部	提出は災害発 生の都度	
		定期報告	収穫共済 組合等当初評価高報告書(定期報告)(全相殺減収方式・全相殺品質方式・半相殺減収総合方式・地域インデ ックス方式)	様式第15-1号	都道府県連合会、(都道府県)		
			収穫共済 組合等当初評価高報告書(定期報告)(災害収入共済方式)	様式第15-2号	都道府県連合会、(都道府県)		
			樹体共済 組合等当初評価高報告書	様式第30号	都道府県連合会、(都道府県)		
	請求	保険金請求(仮 渡を含む。)	果樹共済 保険金請求書	様式第18号	都道府県連合会が、再保険金請求を行う場合であ って、異常災害連合会保険区分を含むときは、 都道府県連合会、(県庁、農林水産省)。それ以 外は、都道府県連合会、(県庁)		
			果樹共済 保険金仮渡請求書	様式第21-1号	都道府県連合会、(都道府県)、農林水産省	再保険金の概 算払請求を行わ ない場合は、農 林水産省への 提出は必要ない。	
			収穫共済 仮損害評価書	様式第21-2号	都道府県連合会、(都道府県)、農林水産省		
			樹体共済 仮損害評価書	様式第32号	都道府県連合会、(都道府県)、農林水産省		

損害評価関係書類様式目録

	項目	書類名	様式番号	提出先	備考	
都道府県 連合会	基準収穫量	収穫共済 全相殺減収方式・全相殺品質方式・半相殺方式・地域インデックス方式 基準収穫量設定結果報告書	様式第4-1号	都道府県、農林水産省		
		収穫共済 災害収入共済方式 基準収穫量設定結果報告書	様式第4-2号	都道府県、農林水産省		
	損害通知	速報	果樹共済 損害通知書(速報)	様式第13号	都道府県、地方農政局統計部等、農林水産省	提出は災害発生 の都度
		定期報告	果樹共済 連合会当初評価高報告書(定期報告)	様式第16-1号	都道府県、地方農政局統計部等、農林水産省	
			全相殺減収方式・全相殺品質方式・半相殺方式・地域インデックス方式 連合会当初評価高報告書添付書	様式第16-2号	都道府県、地方農政局統計部等、農林水産省	
			災害収入共済方式 連合会当初評価高報告書添付書	様式第16-3号	都道府県、地方農政局統計部等、農林水産省	
			連合会当初評価高報告書(定期報告)における共済金支払見込額等総括表	様式第16-4号	都道府県、地方農政局統計部等、農林水産省	
			災害収入共済方式 実施組合等の区域における出荷団体等の生産金額等調査表	様式第16-5号	都道府県、農林水産省	
			災害収入共済方式 実施組合等の区域における出荷団体等の控除科目等調査表	様式第16-6号	都道府県、農林水産省	
	樹体共済 連合会当初評価高報告書添付書	様式第31号	都道府県、農林水産省			
	請求	再保険金請求	再保険金請求書	様式第19-1号	都道府県、農林水産省	
			果樹共済 損害評価書(災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済)	様式第19-2号	都道府県、農林水産省	
			果樹共済 損害評価書(災害収入共済方式に係る収穫共済)	様式第19-3号	都道府県、農林水産省	
		再保険金概算払請求	果樹共済 再保険金概算払請求書	様式第22-1号	都道府県、農林水産省	
			果樹共済 再保険金概算払請求額の算出基礎	様式第22-2号	都道府県、農林水産省	
			収穫共済 仮損害評価書	様式第22-3号	都道府県、農林水産省	
			果樹共済 保険金仮渡請求書	様式第21-1号	都道府県、農林水産省	再保険金の概 算払請求を行わ ない場合は、農 林水産省に提出 の必要はない。
			収穫共済 仮損害評価書	様式第21-2号	都道府県、農林水産省	
			樹体共済 仮損害評価書	様式第32号	都道府県、農林水産省	
			樹体共済 仮損害評価書	様式第33号	都道府県、農林水産省	
特定組合等	基準収穫量	収穫共済 全相殺減収方式・全相殺品質方式 基準収穫量設定経過表	様式例第1-1号			
		収穫共済 半相殺減収総合方式 基準収穫量設定経過表	様式例第1-2号			
		収穫共済 災害収入共済方式 基準収穫量設定経過表	様式例第1-3号			
		基準収穫量設定指数表	様式例第2号			
		収穫共済 全相殺減収方式・全相殺品質方式・半相殺方式・地域インデックス方式 基準収穫量設定結果報告書	様式第3-1号	都道府県、農林水産省	作成したときに 提出	
		収穫共済 災害収入共済方式 基準収穫量設定結果報告書	様式第3-2号	都道府県、農林水産省		
	現地評価	収穫共済 損害通知書兼損害評価野帳(全相殺減収方式・全相殺品質方式・地域インデックス方式・災害収入共済方式)	様式例第5-1号			
		収穫共済 全相殺減収方式・全相殺品質方式 損害評価野帳(出荷数量等調査・青色申告書等調査・確定申告関係書類調査)	様式例第5-2号			
		収穫共済 災害収入共済方式 損害評価野帳(出荷数量等調査・青色申告書等調査)	様式例第5-3号			
		収穫共済 半相殺減収総合方式 損害通知書兼損害評価野帳	様式例第5-4号			

損害評価関係書類様式目録

	項目	書類名	様式番号	提出先	備考		
(続き) 特定組合等	現地評価(損害発生通知及び取りまとめを含む)	収穫共済 半相殺減収総合方式 損害評価野帳(農家申告抜取調査(実測調査)・抜取調査)	様式例第5-5号				
		樹体共済 組合員等損害通知書兼損害評価野帳(全樹園地調査・抜取調査)	様式例第24号				
		収穫共済 半相殺減収総合方式 損害評価取りまとめ表	様式例第8-2号				
		収穫共済 半相殺減収総合方式 組合等抜取調査野帳取りまとめ(平均修正率計算表)	様式例第9号				
		組合員等別計算表(地域インデックス方式)	様式例第10号				
		樹体共済 組合等抜取調査野帳取りまとめ(平均修正率計算表)	様式例第25号				
			樹体共済 損害評価取りまとめ表	様式例第26-2号			
	報告	速報	果樹共済 損害通知書(速報)	様式第13号	都道府県、地方農政局統計部等、農林水産省	提出は災害発生都度	
		定期報告	果樹共済 特定組合等当初評価高報告書(定期報告)	様式第17-1号	都道府県、農林水産省		
			特定組合等当初評価高報告書(定期報告)における共済金支払見込額等総括表	様式第17-2号	都道府県、農林水産省		
			災害収入共済方式 実施組合等の区域における出荷団体等の生産金額等調査表	様式第16-5号	都道府県、農林水産省		
	災害収入共済方式 実施組合等の区域における出荷団体等の控除科目等調査表		様式第16-6号	都道府県、農林水産省			
	請求	保険金請求	保険金請求書	様式第20-1号	都道府県、農林水産省		
			果樹共済 損害評価書(災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済)	様式第20-2号	都道府県、農林水産省		
			果樹共済 損害評価書(災害収入共済方式に係る収穫共済)	様式第20-3号	都道府県、農林水産省		
		保険金概算払請求	果樹共済 保険金概算払請求書	様式第23号	都道府県、農林水産省		
			収穫共済 仮損害評価書	様式第21-2号	都道府県、農林水産省		保険金の概算払請求を行わない場合は、農林水産省に提出の必要はない。
			樹体共済 仮損害評価書	様式第32号	都道府県、農林水産省		

- (注意) 1 上記目録の提出先の()内のものは、都道府県連合会経由の上、提出すること。
 2 都道府県連合会、特定組合等又は全国連合会が農林水産省に書類を提出する場合は、それぞれ都道府県連合会長理事、農業共済組合組合長理事、全国連合会会長理事から農林水産大臣宛とすること。
 3 様式第6号、第7号、第11号、第12号、第14号、第27号、第28号及び29号については欠番となっている。

令和 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式(樹種名)基準収穫量設定経過表

収穫共済区分		共済番号		組員等氏名												
類 区分	樹園地の地名地番	細区分	品種	樹齢	引受面積	引受本数	標準 収穫量 注1 ①	基準収穫量設定指数			損害評 価実績 による 修正係 数 ⑤	高接ぎ 等によ る修正 係数 ⑥	1-(責 任期間 外の被 害割合) ⑦	基準収穫量 ⑧=①×② ×③×④× ⑤×⑥×⑦	調整割合 ⑨= ⑧/Σ(①×⑥ ×⑦)	
								園地条 件指数 ②	肥培管 理指数 ③	隔年結 果指数 ④						
類		群		年	a	本	kg									
		小計														
		計														
		合 計														

参考

類区分	樹園地の地名地番	細区分	損害評価実績(実収穫量又は減収率)					備考	
			年産	年産	年産	年産	年産		
類		群	kg (%)	kg (%)	kg (%)	kg (%)	kg (%)		
		小計							
		計							
		合 計							

(注意)

- 1 「標準収穫量①」欄は、引受要綱第1章第8節第1の3の数量(園地条件指数、肥培管理指数、隔年指数及び損害評価実績実績を加味しない数量)とする。
- 2 「損害評価実績(実収穫量又は減収率)」欄は、最近5年間の損害評価実績による実収穫量又は減収率を記入すること。この場合、損害評価実績がない年産については、当該年産の基準収穫量(減収率の場合は0)を記入すること。
- 3 「損害評価実績による修正係数⑤」欄、「高接ぎ等による修正係数⑥」欄、「1-(責任期間外の被害割合)⑦」欄、「調整割合⑨」欄及び「損害評価実績(実収穫量又は減収率)」欄における減収率は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで記入すること。

(様式例第1-3号)

令和 年産 収穫共済 災害収入共済方式(樹種名) 基準収穫量設定経過表

共済番号		組合員等氏名	
------	--	--------	--

区分	年産			※			10a当たり平均収穫量			伸率	調整伸率	10a当たり 収穫量													
	結果樹 面積	収穫量	10a当たり 収穫量	4か年中 中庸2か年 平均		5か年中 中庸3か年又 は6か年中 中庸4か年 平均																			
																			⑦	⑧					⑨
類	a	kg	kg	kg	②~⑤	③~⑥	①~⑥ 又は ②~⑥	⑩=	⑪	⑫=															
類																									

引受面積	推 定 収穫量	高接ぎ及び 樹体の損傷 等による 修正係数	変動があると認められたとき					変動幅の 5中3平均	変動率	変動係数	決 定 推 定 収穫量	基 準 品質 指数	基 準 収 穫 量	調 整 割 合	備 考
			変動幅												
			⑬=	⑭=	⑮=	⑯=	⑰=								
a	kg		kg	kg	kg	kg	kg	kg		kg					

(注意)

- ※印のついた欄は、当該年産の前年産の実績を記入すること。
- 「10a当たり平均収穫量⑨」は、隔年結果のない共済目的の種類にあっては5か年中中庸3か年、隔年結果のある共済目的の種類にあっては6か年中中庸4か年(6か年に満たない場合は、直近年の4か年中中庸2か年)の平均とする。
- 「調整伸率⑪」欄は、「伸率⑩」欄が過少か過大と認められる場合、改植等の状況を勘案して設定すること。
- 「高接ぎ及び樹体の損傷等による修正係数⑬」及び「変動係数⑲」欄は、修正のない場合は1.00とすること。
- 「伸率⑩」、「調整伸率⑪」、「高接ぎ及び樹体の損傷等による修正係数⑬」、「変動率⑳」、「変動係数㉑」、「基準品質指数㉒」及び「調整割合㉓」は、小数点以下第4位を四捨五入して小数点以下第3位まで記入すること。

(様式例第2号)

基準収穫量設定指数表

園地条件指数		肥培管理指数		隔年結果指数	
特 に 良 い		特 に 良 い		表 年	かなりある
良 い		良 い			ややある
平 均 的 園 地	1.0	平 均 的 肥 培 管 理	1.0	隔年結果なし 1.0	
悪 い		悪 い		裏 年	ややある
特 に 悪 い		特 に 悪 い			かなりある

(注意)

- 1 引受要綱第1章第8節第5の3の(2)により作成した年産別標準収穫量の要因区分ごとに作成すること。
- 2 園地条件指数・・・当該標準収量表設定の基礎となった平均的園地条件の樹園地の指数を1.0とし、園地条件の良否の程度別に上下各2段階、全体で5段階の指数を作成すること。
- 3 肥培管理指数・・・当該標準収量表設定の基礎となった平均的肥培管理の指数を1.0とし、肥培管理の良否の程度別に上下各2段階、全体で5段階の指数を作成すること。
- 4 隔年結果指数・・・当該標準収量表設定の基礎となった隔年結果現象による収穫量の状態(隔年結果による収量変動がないものとみなした場合における収穫量の状態)の指数を1.0とし、隔年結果による収穫量の変動の程度別に表年の場合に適用する指数を2段階、裏年の場合に適用する指数を2段階、全体で5段階の指数を作成すること。

(様式第3-1号)

令和 年産 収穫共済 全相殺減収方式・全相殺品質方式・半相殺方式・地域インデックス方式
(樹種名) 基準収穫量設定結果報告書

第 号
令和 年 月 日

県(都道府)農業共済組合連合会

会長理事

殿

農業共済組合

組合長理事

市町村長

果樹共済損害評価要綱第2章第3(又は第5の1)の規定により、下記のとおり報告します。

収穫共済区分又は共済事故等による種別	
--------------------	--

類区分	引受戸数 ①	引受面積 ②	標準収穫量 ③	基準収穫量 ④	平均調整割合 ⑤ = (④/③) × 100
類	戸	a	kg	kg	%
類					
類					
類					
合計	(延) (実)				

類区分	調整割合別戸数及び戸数率								
	0.7未満	0.7~0.8	0.8~0.9	0.9~1.0	1.0~1.1	1.1~1.2	1.2~1.3	1.3以上	計
類	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (100.0%)
類	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)
類	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)
類	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)
合計	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)

(注意)

- 1 「収穫共済区分又は共済事故等による種別」欄は、該当方式名を記入し、それぞれ別葉に作成すること。
- 2 「引受戸数①」欄、「引受面積②」欄及び「標準収穫量③」欄は、「引受通知書」(引受要綱様式第11-1号又は第11-2号)から転記すること。
- 3 「基準収穫量④」欄及び「調整割合別戸数及び戸数率」欄の調整割合別戸数は、「基準収穫量設定経過表(様式例第1-1号又は様式例第1-2号)」の「基準収穫量」欄及び「調整割合」欄より集計し、作成すること。
- 4 「平均調整割合⑤」欄は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。
- 6 特定組合等において本書を作成する場合は、宛先を「農林水産省経営局長」とする。

(様式第3-2号)

年産 収穫共済 災害収入共済方式 (樹種名) 基準収穫量設定結果報告書

第 号
令和 年 月 日

県(都道府)農業共済組合連合会
会長理事 殿

農業共済組合
組合長理事
市町村長

果樹共済損害評価要綱第2章第3(又は第5の1)の規定により、下記のとおり報告します。

類区分	引受戸数 ①	引受面積 ②	基準収穫量 ③	平均単位当たり基準収穫量 ④=③/②
類	戸	a	kg	kg
類				
合計	(延) (実)			

類区分	品質指数別戸数及び戸数率								
	0.7未満	0.7~0.8	0.8~0.9	0.9~1.0	1.0~1.1	1.1~1.2	1.2~1.3	1.3以上	計
類	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (100.0%)
類	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)
合計	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)

類区分	調整割合別戸数及び戸数率								
	0.7未満	0.7~0.8	0.8~0.9	0.9~1.0	1.0~1.1	1.1~1.2	1.2~1.3	1.3以上	計
類	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (100.0%)
類	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)
合計	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)

(注意)

- 1 「引受戸数①」欄及び「引受面積②」欄は、「引受通知書」(引受要綱様式第12-1号又は第12-1号)から転記すること。
- 2 「基準収穫量③」欄は、「品質指数別戸数及び戸数率」欄及び「調整割合別戸数及び戸数率」欄の品質指数別戸数及び調整割合別戸数は、「基準収穫量設定経過表」(様式例第1-3号)の「基準収穫量」欄、「基準品質指数」欄及び「調整割合」欄より集計し、作成すること。
- 3 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。
- 4 特定組合等において本書を作成する場合は、宛先を「農林水産省経営局長」とする。

(様式第4-1号)

令和 年産 収穫共済 全相殺減収方式・全相殺品質方式・半相殺方式・地域インデックス方式
 (樹種名) 基準収穫量設定結果報告書

第 号
 令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

県(都道府)農業共済組合連合会
 会長理事

果樹共済損害評価要綱第2章第5の2の規定により、下記のとおり報告します。

収穫共済区分又は共済事故等による種別	
--------------------	--

類区分	引受戸数 ①	引受面積 ②	標準収穫量 ③	基準収穫量 ④	平均調整割合 ⑤ = (④/③) × 100
類	戸	a	kg	kg	%
類					
類					
類					
合計	(延) (実)				

類区分	調整割合別戸数及び戸数率								
	0.7未満	0.7~0.8	0.8~0.9	0.9~1.0	1.0~1.1	1.1~1.2	1.2~1.3	1.3以上	計
類	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (100.0%)
類	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)
類	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)
類	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)
合計	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)

(注意)

- 「収穫共済区分又は共済事故等による種別」欄は、該当方式名を記入し、それぞれ別葉に作成すること。
- 組合等ごとの「基準収穫量設定結果報告書」(様式第3-1号)を集計し、作成すること。
- 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

(様式第4-2号)

令和 年産 収穫共済 災害収入共済方式 (樹種名)基準収穫量設定結果報告書

第 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

県(都道府)農業共済組合連合会
会長理事

果樹共済損害評価要綱第2章第5の2の規定により、下記のとおり報告します。

類区分	引受戸数 ①	引受面積 ②	基準収穫量 ③	平均単位当たり基準収穫量 ④=③/②
類	戸	a	kg	kg
類				
合計	(延) (実)			

類区分	品質指数別戸数及び戸数率								
	0.7未満	0.7~0.8	0.8~0.9	0.9~1.0	1.0~1.1	1.1~1.2	1.2~1.3	1.3以上	計
類	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (100.0%)
類	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)
合計	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)

類区分	調整割合別戸数及び戸数率								
	0.7未満	0.7~0.8	0.8~0.9	0.9~1.0	1.0~1.1	1.1~1.2	1.2~1.3	1.3以上	計
類	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (. %)	戸 (100.0%)
類	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)
合計	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(. %)	(100.0%)

(注意)

- 1 組合等ごとの「基準収穫量設定結果報告書」(様式第3-2号)を集計し、作成すること。
- 2 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

(様式例第5-1号)

令和 年産 収穫共済(樹種名)損害通知書兼損害評価野帳(全相殺減収方式・全相殺品質方式・地域インデックス方式・災害収入共済方式)

提出期限(令和 年 月 日)

収穫共済区分		類区分	
--------	--	-----	--

組合等名		評価地区名	
------	--	-------	--

受付年月日(令和 年 月 日)

組合員等コード		組合員等氏名		組合員等記入日	
---------	--	--------	--	---------	--

評価者	
-----	--

引受状況						組合員等記入欄			評価者記入欄						
樹園地の地名地番	細区分	品種	引受面積	引受本数	基準収穫量	災害発生年月日	災害の種類	収穫開始予定年月日	評価年月日	災害の種類	分割割合				合計 ④
											樹園地の状況	肥培管理状況	防除管理状況		
	群		a	本	kg	年月日		年月日	年月日						
	計														
	計														
	計														
	合計														

(農家の記入についてのお願い)

- 被害農家は、太枠に必要事項を記入の上、お願いした期日までに提出してください。なお、樹種ごとに別葉に提出してください。
- 災害の発生した樹園地について、「災害の種類」欄は、例えば風水害、寒害などと具体的に記入してください。

(注意)

- この野帳は、全相殺減収方式、全相殺品質方式、地域インデックス方式又は災害収入共済方式について行う共済事故確認調査に用いること。
- 「引受状況」欄は、「加入申告書兼変更届出書」(引受要綱様式例第6号)及び「基準収穫量設定経過表」(様式例第1-1号又様式例第1-3号)からそれぞれ転記すること。
- 地域インデックス方式にあつては、評価年月日及び災害の種類のみ記入すること。

(様式例第5-3号)

令和 年産 収穫共済 災害収入共済方式(樹種名) 損害評価野帳(出荷数量等調査・青色申告書等調査)

提出期限(令和 年 月 日)

受付年月日(令和 年 月 日)

共済番号	組合員等氏名
------	--------

共済限度額割合

評価地区名	組合等名	評価者
-------	------	-----

区分	出荷数量調査の結果														
	出荷先 機関名	出荷期間	出荷 伝票 枚数	出荷数量等						生産金額					
				生食用 仕向数量 ①	加工用 仕向数量 ②	その他 仕向数量 ③	計 ④= ①+②+③	自家用・ 贈答用 の数量 ⑤	貯蔵中の 減耗数量 ⑥	計 ⑦= ④+⑤+⑥	販売金額 ⑧	農協等の 控除する 必要経費 ⑨	農家 手取り 金額 ⑩= ⑧-⑨	1kg当たり 農家手取り 金額 ⑪=⑩/④	出荷以外の 金額 ⑫= (⑤+⑥) ×⑪
kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	円	円	円	円	円	円	円		
類	月日～月日	枚													
小計															
類															
小計															
類															
小計															
合計															

(注意)

- 「出荷数量」欄は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。
- 青色申告書等調査は、「生食用仕向数量①」、「加工用仕向数量②」、「その他仕向数量③」、「自家用・贈答用の数量⑤」欄を記入すること。

(様式例第5-4号)

令和 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式(樹種名) 損害通知書兼損害評価野帳

提出期限(令和 年 月 日)

受付年月日(令和 年 月 日)

収穫共済区分		支払開始割合		共済番号		組合員等氏名		評価地区名		組合等名						
類 区分	引受状況						組合員等記入欄				評価者記入欄					
	樹園地の 地名地番	細区分	品種	引受面積	引受本数	樹園地別 基準収穫量	災害発生 年月日	災害の種類	※申告収穫量 (生食用仕向果)	収穫開始 予定年月日	見込収穫量 (生食用仕向果)	分割減収 割合	分割事由	災害の種類	評価年月日	評価 者
類				a	本	kg	※ 年月日	※	※ kg	※ 年月日	kg	%			年月日	
		小計					/	/	/	/				/	/	/
		小計					/	/	/	/				/	/	/
		計					/	/	/	/				/	/	/
類																
		計					/	/	/	/				/	/	/
		合計					/	/	/	/				/	/	/

(農家の記入についてのお願い)

- 被害農家は、太枠内に必要事項を記入し、お願いした期日までに提出してください。
- 災害の発生した樹園地について、「災害の発生年月日」欄に災害が発生した年月日を記入するとともに、「災害の種類」欄に、風水害、寒害等と具体的な災害名を記入してください。なお、災害の発生がない耕地については、「災害の種類」欄に「被害なし」と記入してください。
- 「申告収穫量」欄には災害の発生した被害樹園地の収穫量を生食用仕向果と加工用仕向果に分けて書いてください。
- 類区分により収穫期が相異なる場合は、その類区分ごとに損害通知を分けて行っても差し支えありません。

(注意)

- 見回り調査等から共済金支払対象と思われる組合員等が判明している場合は、組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害評価野帳を組合員等に配布し、所要事項が記入された損害評価野帳を組合員等から提出させること。
- この野帳は、半相殺減収総合方式において、農家申告抜取調査を検見調査で行う場合に使用すること。

(様式例第9号)

令和 年産 収穫共済 半相殺減収総合方式(樹種名)組合等抜取調査野帳取りまとめ(平均修正率計算表)

収穫共済区分又は		類区分	類
----------	--	-----	---

組合等名		評価地区名		階層区分名	
------	--	-------	--	-------	--

共済番号	組合員等氏名	樹園地の地名地番	引受面積	基準収穫量 ①	農家申告抜取調査			抜取調査		
					見込収穫量 ②	分割減収量 ③	実収穫量 ④=②+③	見込収穫量 ⑤	分割減収量 ⑥	実収穫量 ⑦=⑤+⑥
			a	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
合計				Σ①	Σ②		Σ④	Σ⑤		Σ⑦

平均減収率		見込収穫量修正率	見回り調査により調整する場合		決定見込収穫量修正率
農家申告抜取調査	抜取調査の結果		評価地区内の共済金支払の対象となった全組合員等の被害樹園地の引受面積合計	調整率	
⑧= $((\Sigma① - \Sigma④) / \Sigma①) \times 100$	⑨= $((\Sigma① - \Sigma⑦) / \Sigma①) \times 100$	⑩= $(\Sigma⑤ / \Sigma②) \times 100$	⑪	⑫	⑬=⑩×⑫
%	%	%	a	%	%

(注意)

- 「収穫共済区分又は共済事故等による種別」欄は、当該方式名を記入すること。
- 第3章第3節第1の2の(2)のエのただし書によって階層別に抜取調査を行った場合は、階層ごとに別葉とすること。
- 「平均減収率の⑧又は⑨」、「見込収穫量修正率⑩」、「調整率⑫」及び「決定見込収穫量修正率⑬」は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

(様式例第10号)

組合員等別計算表(地域インデックス方式)

組合等名		組合員等コード		組合員等氏名	
------	--	---------	--	--------	--

共済目的		類区分		統計単位地域		支払開始割合	
------	--	-----	--	--------	--	--------	--

引受面積	樹齢構成係数	基準収穫量	当年産統計単収	減収量
① (a)	②	③ (kg)	④ (kg/10a)	⑤ = ③ - (④ × ② × ①) (kg)

(様式第15-1号)

令和 年産 収穫共済 (樹種名) 組合等当初評価高報告書(定期報告)
 (全相殺減収方式・全相殺品質方式・半相殺減収総合方式・地域インデックス方式)

第 号
 令和 年 月 日

県(都道府)農業共済組合連合会
 会長理事 殿

市町村農業共済組合
 組合長理事
 市町村長

令和 年産 収穫共済(樹種名)の組合等当初評価高について、下記のとおり決定したので、損害の額の認定を申請します。

政府再保険認定区分	収穫共済区分
-----------	--------

支払開始割合	引受戸数 (戸) ①	引受面積 (a) ②	基準収穫量 (kg) ③	共済金額 (円) ④	共済金支払対象見込			損害の額 (支払共済金 見込額) (円) ⑧	平均被害割合(%)				
					戸数 (戸) ⑤	面積 (a) ⑥	減収量 (kg) ⑦		戸数 ⑨=(⑤/①)×100	面積 ⑩=(⑥/②)×100	減収量 ⑪=(⑦/③)×100	金額 ⑫=(⑧/④)×100	
計	(延) (実)				(延) (実)				(延) (実)				

災害の種類	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
被害の状況						

収穫通常責任共済金額	支払保険金見込額
円	円

(注意)

- 1 本書は、再保険認定区分ごとに作成するものとする。
- 2 「引受戸数①」欄から「共済金額④」欄まで及び「収穫通常責任共済金額」欄は、「引受通知書」(引受要綱様式第11-1号)及び「基準収穫量設定結果報告書」(様式第3-1号)から転記すること。
- 3 「共済金支払対象見込」欄は、超過被害があった組合員等について記入すること。
- 4 「平均被害割合」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 「災害の種類」欄は主要な災害について記入するものとし、同欄の()内には、当該災害の種類に係る減収量(又は支払共済金見込額)の総減収量(又は総支払共済金見込額)に対する割合を推定して記入すること。
- 6 「被害の状況」欄は、災害の発生経過及び果樹の損害状況(果実の損傷を含む。)等を記入すること。
- 7 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

(様式第15-2号)

令和 年産 収穫共済 (樹種名)組合等当初評価高報告書(定期報告)
(災害収入共済方式)

第 号
令和 年 月 日

県(都道府)農業共済組合連合会
会長理事 殿

市町村農業共済組合
組合長理事
市町村長

令和 年産 収穫共済(樹種名) (政府再保険認定区分)の組合等当初評価高について、下記のとおり決定したので、損害の額の認定を申請します。

補償限度割合	引受戸数 (戸) ①	引受面積 (a) (a)	基準収穫量 (kg) (kg)	共済限度額 (円) (円)	共済金額 (円) (円)	共済金支払対象見込				損害の額 (支払共済金 見込額) (円) ⑩	平均被害割合(%)			
						戸数 (戸) ⑥	面積 (a) (a)	減収量 (kg) (kg)	生産金額 の減少 (円) (円)		戸数 ⑪ = (⑥/①) × 100	面積 ⑫ = (⑦/②) × 100	減収量 ⑬ = (⑧/③) × 100	金額 ⑭ = (⑩/⑤) × 100
計	(延) (実)					(延) (実)					(延) (実)			

災害の種類	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
被害の状況						

収穫通常責任共済金額	支払保険金見込額
円	円

(注意)

- 1 本書は、再保険認定区分ごとに作成するものとする。
- 2 「引受戸数①」欄から「基準収穫量③」欄まで、「共済金額⑤」及び「収穫通常責任共済金額」欄は、「引受通知書」(引受要綱様式第12-1号)及び「基準収穫量設定結果報告書」(様式例第3-2号)から転記すること。
- 3 「共済金支払対象見込」欄は、超過被害があった組合員等について記入すること。
- 4 「平均被害割合」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 「災害の種類」欄は主要な災害について記入するものとし、同欄の()内には、当該災害の種類に係る減収量(又は支払共済金見込額)の総減収量(又は総支払共済金見込額)に対する割合を推定して記入すること。
- 6 「被害の状況」欄は、災害の発生経過及び果樹の損害状況(果実の損傷を含む。)等を記入すること。
- 7 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

令和 年産 果樹共済 連合会当初評価高報告書(定期報告)

第 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)農業共済組合連合会
会長理事

令和 年産 果樹共済の連合会当初評価高について、下記のとおり報告します。
併せて、損害の額の認定を申請します。

果樹再保険区分	政府再保険認定区分

年産 (年度)	共済目的の種類	収穫共済区分 又は樹体共済	引受戸数 (戸) ①	引受面積 (a) ②	基準収穫量 (kg) ③	共済金額 (円) ④	共済金支払対象見込			損害の額 (共済金支払 見込額) (円) ⑧	平均被害割合(%)								
							戸数 (戸) ⑤	面積 (a) ⑥	減収量 (kg) ⑦		戸数 ⑨= (⑤/①)×100	面積 ⑩= (⑥/②)×100	減収量 ⑪= (⑦/③)×100	金額 ⑫= (⑧/④)×100					
計			(延) (実)				(延) (実)				(延) (実)								

共済目的の種類				収穫共済区分				組合等数		被害の状況	
災害の種類	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	通常			
発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	異常			
終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	無被害			
計											

共済目的の種類				収穫共済区分				組合等数		被害の状況	
災害の種類	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	通常			
発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	異常			
終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	無被害			
計											

共済目的の種類				収穫共済区分				組合等数		被害の状況	
災害の種類	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	通常			
発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	異常			
終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	無被害			
計											

(注意)

- 1 農林水産大臣の減収量認定を必要としない場合は、「併せて、損害の額の認定を申請します。」を二本線をもって抹消すること。
- 2 「引受戸数①」欄から「共済金額④」欄までは、「再保険引受通知書」(引受要綱様式第14号、様式第15号及び第16号)及び「基準収穫量設定結果報告書」(様式第4-1号及び第4-3号)から転記すること。
- 3 「共済金支払対象見込」欄は、超過被害があった組合員等について記入するものとする。
- 4 「平均被害割合」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 「災害の種類」欄は、主要な災害について記入するものとし、同欄の()内には当該災害に係る減収量(又は支払共済金見込額)の総減収量(又は総支払共済金見込額)に対する割合を推定して記入すること。
- 6 「被害組合等数」、「通常災害見込組合等数」、「異常災害見込組合等数」及び「無被害組合等数」欄は、組合等から提出のあった当初評価高報告書を分類集計して記入すること。
- 7 「被害の状況」欄は、災害の発生過程及び果樹の損害状況(果実の損傷を含む。)等を記入すること。
- 8 この報告書は、損害評価高が取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に提出すること。
- 9 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

(様式第16-2号)

令和 年産 全相殺減収方式・全相殺品質方式・半相殺方式・地域インデックス方式 連合会当初評価高報告書添付書

報告書作成区分	
---------	--

果樹再保険区分		政府再保険認定区分	
---------	--	-----------	--

県(都道府)農業共済組合連合会

組合等名	共済目的の種類	収穫共済区分	引受戸数	引受面積	基準収穫量	共済金額	組合等当初評価高				連合会当初評価高				収獲通常責任共済金額	支払保険金見込額				
							共済金支払対象見込				共済金支払対象見込						平均被害割合			
							戸数	面積	減収量	共済金	戸数	面積	減収量	共済金			戸数	面積	減収量	共済金
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧			⑨ = ⑤/①× 100	⑩ = ⑥/②× 100	⑪ = ⑦/③× 100	⑫ = ⑧/④× 100
			戸	a	kg	円	戸	a	kg	円	戸	a	kg	円	%	%	%	%	円	円
計																				
計																				
合計 (平均)																				

(注意)

- 1 本書は、「連合会当初評価高報告書(定期報告)」(様式第16-1号)とともに報告すること。
- 2 本書は、通常災害見込組合等ごと及び異常災害見込組合等ごとに作成するものとし、「報告書作成区分」欄にその旨を記入すること。
- 3 「引受戸数」欄から「共済金額」欄まで及び「収獲通常責任共済金額」欄は、「引受通知書」及び「基準収穫量設定結果報告書」から転記すること。
- 4 「平均被害割合」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

令和 年産 災害収入共済方式 連合会当初評価高報告書添付書

報告書作成区分

果樹再保険区分 政府再保険認定区分

_____ 県(都道府)農業共済組合連合会

組合等名	引受戸数	引受面積	基準収穫量	特定収穫共済限度額 (基準生産金額×0.8)	共済金額	当初 評価高	共済金支払対象見込					平均被害割合			
							戸数	面積	減収量	生産金額 の減少額	共済金	戸数	面積	減収量	金額
							⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪= ⑥/①×100	⑫= ⑦/②×100	⑬= ⑧/③×100	⑭= ⑩/⑤×100
①	②	③	④	⑤	戸	a	kg	円	円	%	%	%	%		
	戸	a	kg	円	円	組合等	戸	a	kg	円	円	%	%	%	%
						連合会									
						収穫通常責任 共済金額			円	支払保険金見込額	円	/	/	/	/
						組合等	戸	a	kg	円	円	%	%	%	%
						連合会									
						収穫通常責任 共済金額			円	支払保険金見込額	円	/	/	/	/
						組合等	戸	a	kg	円	円	%	%	%	%
						連合会									
						収穫通常責任 共済金額			円	支払保険金見込額	円	/	/	/	/
合計						組合等	戸	a	kg	円	円	%	%	%	%
						連合会									
						収穫通常責任 共済金額			円	支払保険金見込額	円	/	/	/	/

(注意)

- 1 本書は、「連合会当初評価高報告書(定期報告)」(様式第16-1号)とともに報告すること。
- 2 本書は、通常災害見込組合等ごと及び異常災害見込組合等ごとに作成するものとし、「報告書作成区分」欄にその旨を記入すること。
- 3 「引受戸数①」欄から「基準収穫量⑤」欄まで、「共済金額」欄及び「収穫通常責任共済金額」欄は、「引受通知書」(引受要綱様式第15号)及び「基準収穫量設定結果報告書」(様式第3-2号)から転記すること。
- 4 「平均被害割合」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

連合会当初評価高報告書(定期報告)における共済金支払見込額等総括表

県(都道府)農業共済組合連合会

果樹再保険区分	
---------	--

1 政府再保険認定区分ごとの共済金支払見込額

政府再保険認定区分	共済金支払見込額 (円)
計	

2 組合等ごとの共済金支払見込額等

組合等	果樹連合会保険区分		共済金 支払見込額 (円) ①	通常責任 共済金額 (円) ②	果樹通常 部分保険金 (円) ③	果樹異常 部分保険金 (円) ④	保険金 支払見込額 (円) ⑤=③+④	再保険金 支払見込額 (円) ⑥= (①-②)×0.9
	共済目的	収穫共済の 引受方式 又は樹体 共済						
		計						
		計						
		計						
		合計						

(注意)

- 1 本書は、果樹再保険区分ごとに作成し、「連合会当初評価高報告書(定期報告)」(様式第16-1号)とともに報告すること。
- 2 果樹再保険区分の欄には、「○○○の災害収入共済方式」(○○○には共済目的の種類を記入)又は「その他の引受方式」のいずれかの区分を記入すること。
- 3 共済金支払見込額は、連合会当初評価高報告書(定期報告)又は損害評価書に記載した金額とする。
- 4 通常責任共済金額は、組合ごと及び果樹連合会保険区分ごとの果樹通常責任共済金額とする。
- 5 保険金支払見込額は、組合等ごと及び果樹連合会保険区分ごとの共済支払見込額に基づき算出する。

災害収入共済方式 実施組合等の区域における出荷団体等の生産金額等調査表(令和 年産)

収穫共済の共済目的の種類	
--------------	--

_____ 県(都道府)農業共済組合連合会

組合等名	出荷団体等名	出荷団体等の総販売金額に対する農家の手取り額の割合 ①	引受対象組合員等			共済金支払対象見込組合員等			
			基準生産金額の合計 ②	生産金額の合計 ③	比率 ④=③/②×100	総販売金額 ⑤	左のうち出荷団体等が必要経費として控除した金額 ⑥	生産金額 ⑦	比率 ④=⑦/⑤×100
		%	千円	千円	%	千円	千円	千円	%
合計									

(注意)

- 1 この様式は、「連合会当初評価高報告書(定期報告)」(様式第16-1号)に添付すること。
- 2 割合及び比率は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。また、金額は千円単位とし、百の位を四捨五入して記入すること。
- 3 特定組合等において本表を作成する場合は、差出人を「〇〇県(都道府)農業共済組合又は全国農業共済組合連合会」とし、1を次のように読み替えるものとする。
 - 1 この様式は、「組合等当初評価高報告書」(様式第17-1号)に添付すること。

令和 年産 果樹共済 特定組合等当初評価高報告書(定期報告)

第 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)農業共済組合
組合長理事

令和 年産 果樹共済の特定組合等当初評価高について、下記のとおり報告します。
併せて、損害の額の認定を申請します。

全国農業共済組合連合会
会長理事

果樹政府保険区分	政府保険認定区分

年産 (年度)	共済目的の種類	収穫共済区分 又は樹体共済	引受戸数 (戸) ①	引受面積 (a) ②	基準収穫量 (kg) ③	共済金額 (円) ④	共済金支払対象見込			損害の額 (共済金支払 見込額) (円) ⑧	平均被害割合(%)			
							戸数 (戸) ⑤	面積 (a) ⑥	減収量 (kg) ⑦		戸数 ⑨= (⑤/①)×100	面積 ⑩= (⑥/②)×100	減収量 ⑪= (⑦/③)×100	金額 ⑫= (⑧/④)×100
計			(延) (実)				(延) (実)				(延) (実)			

共済目的の種類				収穫共済区分				被害の状況	
災害の種類	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)		
発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		

共済目的の種類				収穫共済区分				被害の状況	
災害の種類	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)		
発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		

(注意)

- 農林水産大臣の減収量認定を必要としない場合は、「併せて、損害の額の認定を申請します。」を二本線をもって抹消すること。
- 「引受戸数①」欄から「共済金額④」欄までは、「引受通知書」(引受要綱様式第11-2号、第12-2号及び第13-2号)及び「基準収穫量設定結果報告書」(様式第3-1号、様式第3-2号、様式第3-3号)から転記すること。
- 「共済金支払対象見込」欄は、超過被害があった組合員等について記入するものとする。
- 「平均被害割合」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 「災害の種類」欄は、主要な災害について記入するものとし、同欄の()内には当該災害に係る減収量(又は支払共済金見込額)の総減収量(又は総支払共済金見込額)に対する割合を推定して記入すること。
- 「被害の状況」欄は、災害の発生過程及び果樹の損害状況(果実の損傷を含む。)等を記入すること。
- この報告書は、損害評価高が取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に提出すること。

特定組合等当初評価高報告書(定期報告)における共済金支払見込額等総括表

県(都道府)農業共済組合又は全国農業共済組合連合会

果樹政府保険区分	
----------	--

1 政府保険認定区分ごとの共済金支払見込額

政府保険認定区分	共済金支払見込額 (円)
計	

2 果樹政府保険区分ごとの共済金支払見込額等

果樹政府保険区分		共済金支払見込額 (円) ①	通常責任共済金額 (円) ②	保険金支払見込額 (円) ③ = (① - ②) × 0.9
共済目的	収穫共済区分 又は樹体共済			
				/
合計				

(注意)

- 1 本書は、果樹政府保険区分ごとに作成し、特定組合等当初評価高報告書(定期報告)とともに報告すること。
- 2 果樹政府保険区分の欄には、「○○○の災害収入共済方式」(○○○には共済目的の種類を記入)又は「その他の引受方式」のいずれかの区分を記入すること。
- 3 共済金支払見込額は、組合等当初評価高報告書(定期報告)又は損害評価書に記載した金額とする。

(様式第18号)

第 号
令和 年 月 日

県(都道府)農業共済組合連合会
会長理事 殿

市町村農業共済組合
組合長理事
市町村長

果 樹 共 済 保 険 金 請 求 書

金 _____ 円也(ただし、令和 年産 果樹共済(樹種名 _____)の支払保険金)
上記の保険金を支払われたく算出の基礎を添えて請求します。

保険金請求額の算出基礎

項目	収穫共済区分又は樹体共済			計
	方式	方式	方式	
	(○回目)	(○回目)	(○回目)	
支払共済金 (円)				
通常責任共済金額 (円)				
支払保険金 (ア+イ) ① (円)				
果樹通常部分保険金 ア (円)				
果樹異常部分保険金 イ (円)				
支払保険金(既受領額) ② (円)				
支払保険金(今回請求額) ①-②=③ (円)				

(注意)

- (○回目)には、同一の収穫共済区分又は樹体共済における保険金請求の回数を記入すること。
- 「収穫共済区分」欄は、該当方式名を記入すること。
- 果樹通常部分保険金は、果樹連合会保険区分ごとに次により算出する。
 - 支払共済金 ≤ 果樹通常責任共済金額の場合 支払共済金 × 果樹責任保険歩合
 - 支払共済金 > 果樹通常責任共済金額の場合 通常責任共済金額 × 果樹責任保険歩合
- 果樹異常部分保険金は、果樹連合会保険区分ごとに次の(1)と(2)を合計した額とする。
 - (支払共済金 - 通常責任共済金額) × 90/100
 - (支払共済金 - 通常責任共済金額 - (1)の金額) × 果樹保険責任歩合
- 支払保険金既受領額は、支払保険金のうち、組合等が都道府県連合会から既に受領している保険金を記入すること。
- 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

(様式第19-1号)

第 号
令和 年 月 日

農林水産大臣

殿

県(都道府)農業共済組合連合会
会長理事

再 保 険 金 請 求 書 (○ 回 目)

金 _____ 円也(ただし、令和 年産 果樹再保険区分()の再保険金)

上記の再保険金を支払われたく、算出の基礎及び損害評価書を添えて請求します。

再保険金支払請求の算出基礎

項目		金額等
異常災害組合等数	① (組合)	
支払共済金(異常災害組合等の支払共済金の合計)	② (円)	
通常責任共済金額(異常災害組合等の通常責任共済金額の合計)	③ (円)	
支払再保険金(異常災害組合等の支払再保険金の合計)	④ (円)	
再保険金(既受領額)	⑤ (円)	
再保険金(今回請求額)	⑥=④-⑤ (円)	

(注意)

- 1 本書には、果樹再保険区分ごとに作成すること。
- 2 (○回目)には、同一の果樹再保険区分における再保険金請求の回数を記入すること。
- 3 果樹再保険区分()には、「○○○の災害収入共済方式」(○○○には共済目的の種類を記入)又は「その他の引受方式」のいずれかの区分を記入すること。
- 4 再保険金(既受領額)には、再保険金のうち、都道府県連合会が国から既に受領している再保険金を記入すること。
- 5 本書には、当該果樹再保険区分に係る損害評価書を添付すること。
- 6 本書は、異常災害連合会保険区分に係る保険金請求書に基づいて作成すること。

(様式第19-2号)

令和 年産 果樹共済 損害評価書(回目)
 (災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済)

令和 年 月 日
 県(都道府)農業共済組合連合会

果樹再保険区分	政府再保険認定区分	作成区分
---------	-----------	------

共済目的の種類	年産又は年度	収穫共済区分又は樹体共済	引受戸数 (戸)	樹園地数 (園地)	引受面積 (a)	引受本数 (本)	基準収穫量 (kg)	共済価額 (円)	共済金額 (円) ①	共済金支払対象					
										戸数 (戸)	園地数 (園地)	面積 (a)	全損換算本数 (本)	減収量 (kg)	損害額 (円)
合計			(延) (実)							(延) (実)					

支払共済金 (円) ②	支払保険金 (円)	通常責任共済金額 (円)	支払再保険金 (円)	被害率 (%) ③=②/①×100

引受組合等数		
被害組合等数	通常	
	異常	
	計	
無被害組合等数		

- (注意)
- 本書は、果樹再保険区分ごとに作成すること。
 - (回目)には、同一の果樹再保険区分における再保険金請求の回数を記入すること。
 - 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

(様式第19-3号)

令和 年産 果樹共済(樹種名)損害評価書(回目)
(災害収入共済方式に係る収穫共済)

令和 年 月 日
県(都道府)農業共済組合連合会

果樹再保険区分		政府再保険認定区分		作成区分	
---------	--	-----------	--	------	--

引受戸数 (戸)	樹園地数 (園地)	引受面積 (a)	引受本数 (本)	基準収穫量 (kg)	特定収穫 共済限度額 (円)	共済金額 (円) ①	共済金支払対象			
							戸数 (戸)	面積 (a)	減収量 (kg)	生産金額 の減少額 (円)

支払共済金 (円) ②	支払保険金 (円)	通常責任 共済金額 (円)	連合会責任 支払保険金 (円)	支払再保険金 (円)	被害率 (%) ③=②/①×100

引受組合等数		
被害組合等数	通常	
	異常	
	計	
無被害組合等数		

(注意)

- 1 本書は、果樹再保険区分ごとに作成すること。
- 2 (回目)には、同一の果樹再保険区分における再保険金請求の回数を記入すること。
- 3 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

農林水産大臣

殿

県(都道府)農業共済組合又は全国農業共済組合連合会
組合長理事又は会長理事

保 険 金 請 求 書 (○ 回 目)

金 _____ 円也(ただし、令和 年産 果樹政府保険区分()の保険金)

上記の保険金を支払われたく、算出の基礎及び損害評価書を添えて請求します。

保険金支払請求の算出基礎

項目	金額
支払共済金	① (円)
通常責任共済金額	② (円)
支払保険金	③ (円)
保険金(既受領額)	④ (円)
支払保険金(今回請求額)	⑤ = ③ - ④ (円)

(注意)

- 1 本書には、果樹政府保険区分ごとに作成すること。
- 2 (○回目)には、同一の果樹政府保険区分における保険金請求の回数を記入すること。
- 3 果樹政府保険区分()には、「○○○の災害収入共済方式」(○○○には共済目的の種類を記入)又は「その他の引受方式」のいずれかの区分を記入すること。
- 4 保険金(既受領額)には、保険金のうち、特定組合等が国から既に受領している保険金を記入すること。
- 5 本書には、当該果樹政府保険区分に係る損害評価書を添付すること。
- 6 本書は、異常災害政府保険区分に係る保険金請求書に基づいて作成すること。

(様式第20-2号)

令和 年産 果樹共済 損害評価書(回目)
 (災害収入共済方式以外の収穫共済及び樹体共済)

令和 年 月 日
 県(都道府)農業共済組合(又は全国農業共済組合連合会)

果樹政府保険区分	政府保険認定区分
----------	----------

共済目的の種類	年産又は年度	収穫共済区分又は樹体共済	引受戸数 (戸)	樹園地数 (園地)	引受面積 (a)	引受本数 (本)	基準収穫量 (kg)	共済価額 (円)	共済金額 (円) ①	共済金支払対象					
										戸数 (戸)	樹園地数 (園地)	面積 (a)	全損換算本数 (本)	減収量 (kg)	損害額 (円)
合計			(延) (実)							(延) (実)					

支払共済金 (円) ②	通常責任共済金額 (円)	支払保険金 (円)	被害率 (%) ③=②/①×100

- (注意)
- 1 本書は、果樹政府保険区分ごとに作成すること。
 - 2 (回目)には、同一の果樹政府保険区分における保険金請求の回数を記入すること。
 - 3 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

(様式第20-3号)

令和 年産 果樹共済(樹種名)損害評価書(回目)
(災害収入共済方式に係る収穫共済)

令和 年 月 日

県(都道府)農業共済組合(又は全国農業共済組合連合会)

果樹政府保険区分	政府保険認定区分
----------	----------

引受戸数 (戸)	樹園地数 (園地)	引受面積 (a)	引受本数 (本)	基準収穫量 (kg)	特定収穫 共済限度額 (円)	共済金額 (円) ①	共済金支払対象			
							戸数 (戸)	面積 (a)	減収量 (kg)	生産金額 の減少額 (円)

支払共済金 (円) ②	通常責任 共済金額 (円)	支払保険金 (円)	被害率 (%) ③=②/①×100

(注意)

- 1 本書は、果樹政府保険区分ごとに作成すること。
- 2 (回目)には、同一の果樹政府保険区分における保険金請求の回数を記入すること。
- 3 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

(様式第21-1号)

第 号
令和 年 月 日

県(都道府)農業共済組合連合会
会長理事 殿

市町村農業共済組合
組合長理事
市町村長

果樹共済保険金仮渡請求書(〇回目)

金 _____ 円也(ただし、令和 年産 果樹共済(樹種名 _____)の仮渡保険金)

上記の保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

保険金仮渡請求額の算出基礎

項目	収穫共済区分又は樹体共済			
	方式	方式	方式	計
共済金額 ① (円)				
支払共済金見込額 ② (円)				
果樹通常責任共済金額 ③ (円)				
保険金支払見込額 $((②-③) \times 90/100) = ④$ (円)				
保険金支払見込額の3分の2 ⑤ (円)				
保険金仮渡対象共済金支払見込額 ⑥ (円)				
共済金仮渡必要額 ⑦ (円)				
保険金仮渡額(⑤、⑥又は⑦のうち最も小さい額) ⑧ (円)				
仮渡保険金(既受領額) ⑨ (円)				
仮渡保険金(今回請求額) $⑧-⑨=⑩$ (円)				

(注意)

- 1 本書には、「仮損害評価書」(様式第21-2号又は様式第32号)を添付すること。
- 2 「保険金仮渡対象共済金支払見込額⑥」欄は、仮損害評価書の「支払共済金見込額③」に0.9を乗じた金額とする。

令和 年産 収穫共済 (樹種名) 仮損害評価書 (回目)

農業共済組合
市町村

収穫共済区分	収穫責任保険歩合	%
--------	----------	---

支払開始 割合又は 共済限度 割合	類区分	引受戸数	引受面積 基準収穫量	共済金額 ①	共済金支払対象見込					6割(又は5割)以上損害			共済金仮渡対象 (割以上損害)			共済金仮 渡必要額	被害率 ②/①×100	
					戸数	組合等別の損害割合別面積及び減収量				支払共済金 見込額 ②	戸数	面積 減収量	支払共済金 見込額 ③	戸数	面積 減収量			支払共済金 見込額
						収穫皆無	10割未満6割 (又は5割)以上	6割(又は5割)未満 3割(又は2割)超過	計									
	類	戸	a kg	円	戸	a kg	a kg	a kg	a kg	円	戸	a kg	円	戸	a kg	円	円	%
	類																	
	類																	
	類																	
	計	(延) (実)			(延) (実)						(延) (実)			(延) (実)				
	類																	
	類																	
	類																	
	計	(延) (実)			(延) (実)						(延) (実)			(延) (実)				
合計		(延) (実)			(延) (実)						(延) (実)			(延) (実)				

災害の種類	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
災害の種類	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

収穫通常責任 共済金額	支払保険金見込額	保険金仮渡請求額
円	円	円

(注意)

- 1 本書は、収穫共済区分ごとに作成するものとする。
- 2 「収穫責任保険歩合」欄、「引受戸数」欄から「共済金額①」欄まで及び「収穫通常責任共済金額」欄は、「引受通知書」(引受要綱様式第11-1号及び様式第12-1号)及び「基準収穫量設定結果報告書」(様式第3-1号及び様式第3-2号)から転記すること。
- 3 「共済金支払対象見込」、「6割(又は5割)以上損害」及び「共済金仮渡対象(割以上損害)」欄は、損害評価結果(損害評価取りまとめ表)に基づき集計すること。
- 4 「組合員等別の損害割合別面積」欄は、半相殺方式にあつては共済金支払対象見込の組合員等の被害面積、それ以外の引受方式にあつては共済金支払対象見込の組合員等の引受面積を組合員等単位の損害割合別に集計して記入すること。また、「組合員等別の損害割合別減収量」欄は、共済金支払対象見込の組合員等の減収量を組合員等単位の損害割合別に集計して記入すること。この場合、細区分の定められた収穫共済の共済目的の種類等にあつては、減収金額に対応する減収量を記入すること。
- 5 「災害の種類」欄は、主要な災害について記入するものとし、同欄の()内には当該災害に係る減収量(又は支払共済金見込額)の総減収量(又は総支払共済金見込額)に対する割合を推定して記入すること。
- 6 「被害率」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 7 「支払保険金見込額」欄は、支払共済金見込額が収穫通常責任共済金額以下である場合は、支払共済金見込額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額、支払共済金見込額が収穫通常責任共済金額を超える場合は、①支払共済金見込額から収穫通常責任共済金額を差し引いて得た金額の100分の90に相当する金額、②支払共済金見込額から収穫通常責任共済金額及び①の金額を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額並びに③収穫通常責任共済金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額を合計して得た金額を記入すること。
- 8 災害収入共済方式にあつては、「基準収穫量 kg」を「共済限度額 円」に、「減収量 kg」を「生産金額の減収額 円」と読み替えるものとする。
- 9 特定組合等において本書を作成する場合は、「収穫責任保険歩合」欄及び「保険金仮渡請求額」欄を削除し、2、3及び7を次のように読み替えるものとする。
 - 2 「引受戸数」欄から「共済金額」欄まで及び「収穫通常責任共済金額」欄は、「引受通知書」(引受要綱様式第11-2号及び第12-2号)及び「基準収穫量設定結果報告書」(様式第3-1号及び様式第3-2号)から転記すること。
 - 3 「共済金支払対象見込」、「6割(又は5割)以上損害」及び「共済金仮渡対象(割以上損害)」欄は、損害評価結果(損害評価取りまとめ表)に基づき集計すること。
 - 7 「支払保険金見込額」欄は、支払共済金見込額が収穫通常責任共済金額を超える場合に、支払共済金見込額から収穫通常責任共済金額を差し引いて得た金額の100分の90に相当する金額を記入すること。

(様式第22-1号)

農林水産大臣

殿

第 号
令和 年 月 日

県(都道府)農業共済組合連合会
会長理事

果樹共済再保険金概算払請求書(回目)

金 _____ 円也(ただし、令和 年産 果樹再保険区分()の再保険金概算払請求額)

上記の再保険金を支払われたく、別紙算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

再保険金概算払請求額の算出基礎

共済目的の種類				計
収穫共済区分又は樹体共済				
概算払請求の組合等数 ①				
支払共済金見込額(概算払請求の組合等の支払共済金見込額の合計) ② (円)				
収穫通常責任共済金額(概算払請求の組合等の収穫通常責任共済金額の合計) ③ (円)				
支払再保険金見込額(概算払請求の組合等の支払再保険金見込額の合計) ④ (円)				
支払再保険金見込額の3分の2(概算払請求の組合等の支払再保険金見込額の3分の2の合計) ⑤ (円)				
損害割合が5割合以上若しくは6割合以上の組合員等の支払共済金見込額に0.9を乗じた金額 ⑥ (円)				
保険金仮渡必要額 ⑦ (円)				
再保険金概算払請求額(⑤から⑦のうち、最も小さい) ⑧ (円)				
再保険金概算払(既受領額) ⑨ (円)				
再保険金概算払(今回請求額) (⑧-⑨)=⑩ (円)				

(注意)

- 1 本書には、「仮損害評価書」(様式第21-2号又は様式第33号)及び概算払請求の組合等の「保険金仮渡請求書」(様式第21-1号)を添付すること。
- 2 本書は、概算払請求の組合等の「保険金仮渡請求書」(様式第21-1号)に基づき作成すること。

(様式第22-2号)

果樹共済 再保険金概算払請求額の算出基礎(回目)

共済目的の種類		収穫共済区分又は樹体共済		_____ 県(都道府)農業共済組合連合会				
組合等名	支払共済金 見込額	収穫通常責任 共済金額	支払再保険金 見込額の3分の2	損害割合が5割以上若しくは6割以上の組合 員等の支払共済金見込額に0.9を乗じた金額	保険金仮渡 必要額	再保険金概算払 請求額 ①	再保険金概算払 既受領額 ②	再保険金概算払 今回請求額 ①-②
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								

(注意)

- 1 本書は、「再保険金概算払請求書」(様式第21-1号)に添付すること。
- 2 「収穫共済区分又は樹体共済」欄は、該当方式名を記入すること。
- 3 本書は、概算払請求の組合等の「保険金仮渡請求書」(様式第21-1号)より転記集計すること。
- 4 「損害割合が5割以上若しくは6割以上の組合員等の支払共済金見込額に0.9を乗じた金額」欄は、半相殺減収総合一般方式及び半相殺減収総合短縮方式にあっては損害割合が6割以上の組合員等のもの、全相殺方式にあっては損害割合が5割以上の組合員等のものを記入すること。
- 5 「再保険金概算払請求額」欄は、農林水産省で決定したものを記入し、その計を「再保険金概算払請求書」(様式第22-1号)の「再保険金概算払請求額」欄に転記すること。

(様式第22-3号)

令和 年産 収穫共済(樹種名) 仮損害評価書(回目)

収穫共済	
------	--

_____ 県(都道府)農業共済組合連合会

仮渡対象・ 非仮渡対象 の別	類区分	引受戸数	引受面積 基準収穫量	共済金額 ①	共済金支払対象見込				支払共済金 見込額 ②	共済金仮渡対象 (割以上損害)			共済金 仮渡必要額	被害率 ②/①×100	
					戸数	組員等別の損害割合別面積及び減収量				戸数	面積 減収量	支払共済金 見込額			
						収穫皆無	10割未満6割 (又は5割)以上	6割(又は5割)未満 3割(又は2割)超過							計
仮渡対象組合等	類	戸	a	円	戸	a	a	a	a	円	戸	a	円	円	%
			kg			kg	kg	kg	kg						
	類														
	類														
	計	(延) (実)			(延) (実)					(延) (実)					
非仮渡対象組合等	類														
	類														
	類														
	類														
	計	(延) (実)			(延) (実)					(延) (実)					
合計	(延) (実)			(延) (実)					(延) (実)						

災害の種類	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	引受組合等数	被害組合等数	仮渡組合等数	支払保険金見込額	保険金仮渡必要額
災害	発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			円	円
	終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
被害の状況										

(注意)

- 1 本書は、収穫共済区分ごと並びに収穫共済区分ごと及び共済事故等による種別ごとにそれぞれ別葉に作成すること。
- 2 「収穫共済区分」欄は、該当方式名を記入すること。
- 3 「非仮渡組合等」欄は、仮渡対象となった災害と同一の災害を受けた仮渡を行わない組合等のものを記入すること。
- 4 「引受戸数」欄から「共済金額①」欄までは、「再保険引受通知書」(引受要綱様式第14号及び様式第15号)及び「基準収穫量設定結果報告書」(様式第4-1号又は様式第4-2号)から転記すること。
- 5 「共済金支払対象見込」欄から「共済金仮渡必要額」欄まで、「支払保険金見込額」及び「保険金仮渡必要額」欄は、組合等ごとの「仮損害評価書」(様式第21-2号)に基づき集計すること。
- 6 「組合員等別の損害割合別面積」欄は、半相殺方式にあつては共済金支払対象見込の組合員等の被害面積、全相殺方式にあつては共済金支払対象見込の組合員等の引受面積を組合員等単位の損害割合別に集計して記入すること。また、「組合員等別の損害割合別減収量」欄は、共済金支払対象見込の組合員等の減収量を組合員等単位の損害割合別に集計して記入すること。この場合、細区分の定められた収穫共済の種類等にあつては、減収金額に対応する減収量を記入すること。
- 7 「被害率」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 8 「災害の種類」欄は、主要な災害について記入するものとし、同欄の()内には当該災害に係る減収量(又は支払共済金見込額)の総減収量(又は総支払共済金見込額)に対する割合を推定して記入すること。
- 9 災害収入共済方式にあつては、「基準収穫 kg」を「共済限度額 円」に、「減収量 kg」を「生産金額の減少額 円」と読み替えるものとする。
- 10 本書には、組合等の「仮損害評価書」(様式第21-2号)を添付すること。

(様式第23号)

第 号
令和 年 月 日

農林水産大臣

殿

県(都道府)農業共済組合(又は全国農業共済組合連合会)
組合長理事(又は会長理事)

果樹共済保険金概算払請求書(回目)

金 _____ 円也(ただし、令和 年産 果樹政府保険区分()の保険金概算払請求額)

上記の保険金を支払われたく、別紙算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

保険金概算払請求額の算出基礎

共済目的の種類				計
収穫共済区分又は樹体共済				
支払共済金見込額	① (円)			
収穫通常責任共済金額	② (円)			
支払保険金見込金	③ (円)			
支払保険金見込額の3分の2	④ (円)			
損害割合が5割合以上若しくは6割合以上の組合員等の支払共済金見込額に0.9を乗じた金額	⑤ (円)			
保険金仮渡必要額	⑥ (円)			
保険金概算払請求額(④から⑥のうち、最も小さい)	⑦ (円)			
保険金概算払(既受領額)	⑧ (円)			
保険金概算払(今回請求額)	⑨ (円)			

(注意)

本書は、「仮損害評価書」(様式第21-2号又は様式第32号)を添付すること。

令和 年度引受 樹体共済(^{樹理名})組員等損害通知書兼損害評価野帳(全樹園地調査・抜取調査)

提出期限(令和 年 月 日)

受付年月日(令和 年 月 日)

共済番号	組員等氏名	評価地区名	組合等名
------	-------	-------	------

類区分	引受状況								損害通知					損害評価の結果																			
	樹園地の地名 地番 ※	細区分	樹齢	樹齢区分	引受面積	引受本数 ①	共済価額 ②	1本当たりの共済価額 ③= ②/①	災害の種類 ※	災害発生日 ※	被害状況 ※	災害本数		損害本数及び全損換算本数の別	損害程度別本数(損害程度の中央値・%)						合計 ⑥= ④+⑤	分割損害額 ⑦	分割事由	評価年月日	評価者	損害額 ⑧= ⑥×③	決定損害額 ⑨= ⑧-⑦						
												全損 ※	分損 ※		分損本数																		
															全損本数(損害程度100%) ④	90%未満以上(95%)	80%未満~80%以上(85%)	70%未満~70%以上(75%)	60%未満~60%以上(65%)	50%未満~50%以上(55%)								計 ⑤					
																													本	本	本	本	本
類	群	年		a	本	円	円		年月日			本	本	損害本数 ④	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	円		年月日			円	円		
														全損換算本数 (④×中央値)																			
														〃																			
	計													〃																			
														〃																			
														〃																			
	計													〃																			
類														〃																			
														〃																			
														〃																			
	計													〃																			
合計	計													〃																			

(農家の記入についてお願い)

- 1 共済事故が発生した場合又は共済事故により共済金の支払対象となる損害(10万円(又は1割)を超える損害)があると思われる場合は、共済事故が発生した樹園地のみについて、「損害通知」欄の記入項目にしたがい記入の上、お願いした期日までに提出して下さい。
- 2 災害の種類は、水害(埋没)、風害(倒木、主枝の折損)、寒害(枯死)などと具体的に記入して下さい。
- 3 「分損本数」欄には、主枝の折損により樹冠容積の2分の1以上を損失した本数を記入して下さい。
- 4 「被害状況」欄には、樹体の損傷状況(分損を含む。)について記入して下さい。

(注意)

- 1 見回り調査等から共済金支払対象となると思われる組員等が判明している場合は、当該損害があった樹園地のみについて、組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害評価野帳を組員等に配布し、所要事項が記入された損害評価野帳を組員等から提出させること。
- 2 「全損換算本数」は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。「1本当たりの共済価額」、「損害額」及び「分割損害額」は、円未満の端数は切り捨てること。

(様式例第25号)

令和 年度引受 樹体共済(樹種名)組合等抜取調査野帳取りまとめ表(平均修正率計算表)

評価地区名		組合等名	
-------	--	------	--

共済 番号	抜取調査 対象組合 員等氏名	引受			全樹園地調査の結果						抜取調査の結果							
		面積	樹園 地数	共済 価額	被害 樹園 地数	損害本数				損害額	分割 損害額	被害 樹園 地数	損害本数				損害額	分割 損害額
						全損 本数	分損 本数	全損 換算 本数	合計				全損 本数	分損 本数	全損 換算 本数	合計		
		a		円		本	本	本	本	円	円		本	本	本	本	円	円
	合計			①						②	③						④	⑤

全樹園地調査の 平均損害額率	抜取調査の 平均損害額率	損害額修正率	見回り調査により調整する場合		決定損害額修正率
			組合等の10万円(又は1割)を超える損害があった 全組合員等の損害樹園地の引受面積合計	調整率	
⑥ = (② - ③) / ① × 100	⑦ = (④ - ⑤) / ① × 100	⑧ = (④ / ②) × 100	⑨	⑩	⑪ = ⑧ × ⑩
%	%	%	a	%	%

(注意)

- この取りまとめ表は、抜取調査対象組合員等ごとに取りまとめ記入すること。
- 「全樹園地調査の結果」欄は、「損害評価野帳(全樹園地調査)」(様式例第24号)から、「抜取調査の結果」欄は、「損害評価野帳(抜取調査)」(様式例第24号)から転記すること。
- 「平均損害額率(⑥又は⑦)」欄、「損害額修正率⑧」欄、「調整率⑩」欄及び「決定損害額修正率⑪」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

令和 年度引受 樹体共済(樹種名)損害評価取りまとめ表

特定組合等名	評価地区名
--------	-------

共済番号	組合員等氏名	引受状況			共済価格 ①	共済金額 ②	損害通知 (定期報告)		損害評価(全樹園地調査)の結果									
		樹園地数	引受面積	引受本数			全損本数	分損本数	災害の種類	災害発生年月日	野帳枚数	被害面積	全損本数 ③	分損本数		合計本数 ⑤ = ③+④	分割損害額又は分割損害額の共済価額に対する割合	
														分損本数	全損換算本数 ④			
			a	本	円	円	本	本		年月日	枚	a	本	本	本	本	%	
	合計																	

共済番号	損害評価(全樹園地調査)の結果			被害樹1本 当たり平均 価額 ⑥=⑦/⑤	損害額(全樹 園地調査) ⑦	抜取調査等の修正		分割損害額 ⑩	損害額の決定			損害額の割合⑭		支払共済金 ⑮=②×⑭	
	分割事由	被害状況	備考			修正率 ⑧	損害額 ⑨=⑦×⑧		組合等当初 評価高 ⑪=⑨-⑩	最終決定		組合等当初 ⑪/①×100	最終決定 ⑬/①×100	組合等当初	最終決定
										修正率 ⑫	⑬=⑪×⑫				
				円	円	%	円	円	円	%	円	%	%	円	円
	合計														

(注意)

- この取りまとめ表は、組合員ごとに、現地評価を行った者について記入すること。
- 引受状況は、「加入申込書兼変更届出書」(引受要綱様式第6号)から転記すること。
- 「全損換算本数④」欄及び「修正率(⑧又は⑫)」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。「損害額の割合⑭」欄は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。「被害樹1本当たり平均価額⑥」欄、「損害額⑨」欄、「分割損害額⑩」欄及び「支払共済金⑮」欄については、円未満の端数は切り捨てること。

(様式第30号)

令和 年度引受 樹体共済(樹種名)組合等当初評価高報告書

第 号
令和 年 月 日

県(都道府)農業共済組合連合会
会長理事 殿

市町村農業共済組合
組合長理事
市町村長

令和 年度引受 樹体共済(樹種名)の組合等当初評価高について、下記のとおり決定したので、損害の額の認定を申請します。

引受戸数 ①	引受面積 ②	共済金額 ⑤	共済金支払対象見込											損害の額 (支払共済金見込額) ⑩		
	引受本数 ③		戸数 ⑥	組員等単位の損害割合別面積、全損換算本数及び損害額												
	共済価額 ④			全損	10~9	9~8	8~7	7~6	6~5	5~4	4~3	3~2	2~1		計	
戸	a	円	戸	a ()	a ()	a ()	a ()	a ()	a ()	a ()	a ()	a ()	a ()	a ()	a ()	円
	本			本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

平均被害割合	戸数 ⑪=⑥/①×100	面積 ⑫=⑦/②×100	本数 ⑬=⑧/③×100	価額 ⑭=⑨/④×100	金額 ⑮=⑩/⑤×100	樹体通常責任共済金額 円	支払保険金見込額 円
	%	() %	%	%	%		

災害の種類	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	成育期別(樹齢別)の実被害面積及び全損換算本数とその100分比				
発生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	成育期 (年以下)	盛果期 (年~ 年)	衰退期 (年以上)	合計	
終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	a	a	a	a	
被害の状況							%	%	%	100 %	
							本	本	本	本	
							%	%	%	100 %	

(注意)

- 1 「引受戸数①」欄から「共済金額⑤」欄まで及び「樹体通常責任共済金額」欄は、「引受通知書」(引受要綱様式第13-1号)から転記すること。
- 2 「共済金支払対象見込」欄は、10万円(又は1割)を超える損害があった組合員等について記入するものとし、「組合員等別の損害割合別面積」欄は、()外に共済金支払対象見込の組合員等単位の引受面積を、()内には、共済金支払対象見込の組合員等単位の实被害面積を集計して記入すること。
なお、1割未満の損害で10万円を超える損害については、「2~1」の欄で整理する。
- 3 「全損換算本数」及び「平均被害割合」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 4 「支払保険金見込額」欄は、
支払共済金見込額が樹体通常責任共済金額以下である場合は、支払共済金見込額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額、
支払共済金見込額が樹体通常責任共済金額を超える場合は、①支払共済金見込額から樹体通常責任共済金額を差し引いて得た金額の100分の90に相当する金額、
②支払共済金見込額から樹体通常責任共済金額及び①の金額を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額並びに③樹体通常責任共済金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額を合計して得た金額
を記入すること。
- 5 「災害の種類」欄は、主要な災害について記入するものとし、同欄の()内には当該災害の種類に係る損害額(又は支払共済金見込額)の総損害額(又は総支払共済金見込額)に対する割合を推定して記入すること。
- 6 「成育期別(樹齢別)の実被害面積及び全損換算本数とその100分比」欄は、樹齢区分別の被害状況から集計して記入するものとし、その合計の面積及び全損換算本数は「組合員等単位の損害割合別面積」欄の計⑦の()内の面積及び「組合員等単位の損傷割合別全損換算本数」欄の計⑧の全損換算本数と一致すること。
- 7 「被害の状況」欄は、災害の発生経過及び果樹の損傷状況等を記入すること。
- 8 この報告書は、第1章第5節第2の2の(2)のイに基づき都道府県連合会が定める期日までに連合会に報告すること。
- 9 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

(様式第31号)

令和 年度引受 樹体共済連合会当初評価高報告書添付書

報告書作成区分	
樹体共済の共済目的の種類	

_____ 県(都道府)農業共済組合連合会

組合等名	引受戸数 ①	引受面積 ②	引受本数 ③	共済価額 ④	共済金額 ⑤	当初評価高	共済金支払対象見込					平均被害割合					
							戸数 ⑥	面積 ⑦	全損換算 本数 ⑧	損害額 ⑨	共済金 ⑩	戸数 ⑪= ⑥/①×100	面積 ⑫= ⑦/②×100	本数 ⑬= ⑧/③×100	価額 ⑭= ⑨/④×100	金額 ⑮= ⑩/⑤×100	
																	円
	戸	a	本	円	円	組合等	戸	a	本	円	円	%	%	%	%	%	
							連合会										
							樹体通常責任共済金額		円	支払保険金 見込額	円	/	/	/	/	/	
	戸	a	本	円	円	組合等	戸	a	本	円	円	%	%	%	%	%	
							連合会										
							樹体通常責任共済金額		円	支払保険金 見込額	円	/	/	/	/	/	
	戸	a	本	円	円	組合等	戸	a	本	円	円	%	%	%	%	%	
							連合会										
							樹体通常責任共済金額		円	支払保険金 見込額	円	/	/	/	/	/	
合計	戸	a	本	円	円	組合等	戸	a	本	円	円	%	%	%	%	%	
							連合会										
							樹体通常責任共済金額		円	支払保険金 見込額	円	/	/	/	/	/	

(注意)

- 1 本書は、「連合会当初評価高報告書(定期報告)」(様式第16-1号)とともに報告すること。
- 2 本書は、通常災害見込組合等ごと及び異常災害見込組合等ごとに作成するものとし、「報告書作成区分」欄にその旨を記入すること。
- 3 「引受戸数①」欄から「共済金額⑤」欄まで及び「樹体通常責任共済金額」欄は、「再保険引受通知書」(引受要綱様式第16号)から転記すること。
- 4 「平均被害割合」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 果樹共済システムにより作成された磁気データについては、別途送信するものとする。

(様式第32号)

令和 年度引受 樹体共済(樹種名)仮損害評価書(回目)

農業共済組合

市町村

樹体責任保険歩合	%
----------	---

引受戸数	引受面積 引受本数 共済価額	共済金額 ①	共済金支払対象見込				支払共済 金見込額 ②	5割以上損害		共済金仮渡対象(割以上損害)		共済金仮 渡必要額	被害率 ②/①×100	
			戸数	組員等別の損害割合別面積、全損換算本数及び損害額				戸数	被害面積	支払共済 金見込額 ③	戸数			被害面積
				全損	10割未満 5割以上	5割未満 1割超過			計					全損換算本数 損害額
戸	a	円	戸	()a	()a	()a	()a	円	戸	()a	円	円	%	
	本			本	本	本	本			本				
	円			円	円	円	円			円				

災害の種類	()%		()%		()%		()%		()%		成育期別(樹齢別)の実被害面積及び全損換算本数とその100分比	樹体通常 責任共済金額	保険金仮渡請求額	
	発生年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	成長期 (年以下)	盛果期 (年~ 年)				衰退期 (年以上)
災害	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	a	a	a	a	円	円
	終了年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	%	%	%	%	円	円
被害の状況									%	%	%	%	円	円

(注意)

- 「樹体責任保険歩合」欄、「引受戸数」欄から「共済金額」欄まで及び「樹体通常責任共済金額」欄は、「引受通知書」(引受要綱様式第13-1号)から転記すること。
- 「共済金支払対象見込」、「5割以上損害」及び「共済金仮渡対象(割損害以上)」欄は、「損害評価取りまとめ表」(様式第26-1号)に基づき集計すること。
- 「組員等別の損害割合別面積」欄は、()外に共済金支払対象見込の組員等単位の引受面積を、()内には、共済金支払対象見込の組員等単位の被害面積を集計して記入すること。
なお、1割未満の損害で10万円を超える損害については、「5割未満1割超過」欄で整理すること。
- 「全損換算本数」及び「被害率」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 「災害の種類」欄は、主要な災害について記入するものとし、同欄の()内には当該災害の種類に係る損害額(又は支払共済金見込額)の総損害額(又は総支払共済金見込額)に対する割合を推定して記入すること。
- 「成育期別(樹齢別)の実被害面積及び全損換算本数とその100分比」欄は、樹齢区分別の被害状況から集計して記入するものとし、その合計の面積及び全損換算本数は「組員等別の損害割合別面積」欄の計の()内の面積及び「組員等別の損害割合別全損換算本数」欄の計の全損換算本数と一致すること。
- 「支払保険金見込額」欄は、支払共済金見込額が樹体通常責任共済金額以下である場合は、支払共済金見込額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額、支払共済金見込額が樹体通常責任共済金額を超える場合は、①支払共済金見込額から樹体通常責任共済金額を差し引いて得た金額の100分の90に相当する金額、②支払共済金見込額から樹体通常責任共済金額及び①の金額を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額並びに③樹体通常責任共済金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額を合計して得た金額を記入すること。
- 特定組合等において本書を作成する場合は、「樹体責任保険歩合」及び「保険金仮渡請求額」欄を削除し、1、2及び7を次のように読み替えるものとする。
 - 「引受戸数」欄から「共済金額」欄まで及び「樹体通常責任共済金額」欄は、「引受通知書」(引受要綱様式第13-2号)から転記すること。
 - 「共済金支払対象」、「5割以上損害」及び「共済金仮渡対象(割損害以上)」欄は、「損害評価取りまとめ表」(様式第26-2号)に基づき集計すること。
 - 「支払保険金見込額」欄は、支払共済金見込額が樹体通常責任共済金額を超える場合に、支払共済金見込額から樹体通常責任共済金額を差し引いて得た金額の100分の90に相当する金額を記入すること。

(様式第33号)

令和 年度引受 樹体共済(樹種名) 仮損害評価書(回目)

県(都道府)農共済組合連合会

仮渡対象・非仮渡対象の別	引受戸数	引受面積		共済金額 ①	共済金支払対象見込				支払共済金見込額 ②	共済金仮渡対象(割以上損害)			共済金仮渡必要額	被害率 ②/①×100
		引受本数	共済価額		戸数	組合員等別の損害割合別面積、全損換算本数及び損害額				戸数	被害面積 全損換算本数 損害額	支払共済金見込額		
						全損	10割未満 5割以上	5割未満 1割超過						
仮渡対象 組合等	戸	a	円	戸	()a	()a	()a	()a	円	戸	()a	円	円	%
		本			本	本	本	本			本			
		円			円	円	円	円			円			
非仮渡対象 組合等		a			()a	()a	()a	()a			()a			
		本			本	本	本	本			本			
		円			円	円	円	円			円			
合計		a			()a	()a	()a	()a			()a			
		本			本	本	本	本			本			
		円			円	円	円	円			円			

災害の種類	()%	()%	()%	()%	()%	成育期別(樹齢別)の実被害面積及び全損換算本数とその100分比				引受 組合 等数	被害 組合 等数	仮渡 組合 等数	支払保険金 見込額
発生年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	成長期 (年以下)	盛果期 (年～年)	衰退期 (年以上)	合計				円
災害 終了年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	a	a	a	a				保険金仮渡 必要額
						%	%	%	%				円
						本	本	本	本				
						%	%	%	%				

(注意)

- 「非仮渡組合等」欄は、仮渡対象となった災害と同一の災害を受けた仮渡を行わない組合等のものを記入すること。
- 「引受戸数」欄から「共済金額①」欄までは、「再保険引受通知書」(引受要綱様式第16号)から転記すること。
- 「共済金支払対象見込」欄から「共済金仮渡必要額」欄まで、「支払保険金見込額」及び「保険金仮渡必要額」欄は、組合等ごとの「仮損害評価書」(様式第32号)に基づき集計すること。
- 「組合員等別の損害割合別面積」欄は、()外に共済金支払対象見込の組合員等単位の引受面積を、()内には、共済金支払対象見込の組合員等単位の実被害面積を集計して記入すること。
なお、1割未満の損害で10万円を超える損害については、「5割未満1割超過」欄で整理すること。
- 「全損換算本数」及び「被害率」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 「災害の種類」欄は、主要な災害について記入するものとし、同欄の()内には当該災害の種類に係る損害額(又は支払共済金見込額)の総損害額(又は総支払共済金見込額)に対する割合を推定して記入すること。
- 「成育期別(樹齢別)の実被害面積及び全損換算本数とその100分比」欄は、樹齢区分別の被害状況から集計して記入するものとし、その合計の面積及び全損換算本数は「組合員等別の損害割合別面積」欄の計の()内の面積及び「組合員等別の損害割合別全損換算本数」欄の計の全損換算本数と一致すること。